

同外一件(島上善五郎君紹介)(第二三四〇号)
同外三件(東海林益君紹介)(第二三四一號)
同外十三件(杉山元治郎君紹介)(第二三四二號)
同外二件(田原春次君紹介)(第二三四三號)
同外六件(肥田次郎君紹介)(第二三四四號)
同外三件(三木喜夫君紹介)(第二三四五號)
同外四件(渡辺惣藏君紹介)(第二三四六號)
同外四件(川上實一君紹介)(第二三四七號)
同外四件(志賀義雄君紹介)(第二三四八號)
同外三件(谷口善太郎君紹介)(第二三四九號)
同外三件(山口鶴男君紹介)(第二四八三號)
日中国交回復及び政府間貿易協定締結等に関する請願(島本虎三君紹介)(第二三三二號)
日韓会談即時打ち切り及び日米安全保障条約解消等に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第二三三二號)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)
開税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジラランド)の締結について承認を求めるの件(条約第一六号)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)
海外移住事業団法案(内閣提出第九九号)
千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(条約第一八号)(予)
日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件(条約第一九号)(予)
国際情勢に関する件(原子力潜水艦寄港及び日韓問題)

まず第一に、原子力潜水艦の寄港については、昭和三十六年に小坂さんとラスクさんの会談で話が出されて、その後ライシャワー大使から日本に正式に申し入れられたというふうに聞いておりますけれども、その通りでございますか。
○大平国務大臣 一昨年の小坂・ラスク会談のとき話題になったということは承っております。その当時はまだ時期が熟しないんじゃないかというように話であったと承っておりますが、今回の申し入れは、一月九日、外務省でライシャワー大使から私に口頭で御相談があったというところでございます。
○戸叶委員 一昨年のころはまだ時期が熟さなかった、そして、その後口頭でライシャワー大使からのお話があった。その後日米安全保障協議委員会でもこれは問題として取り上げられたわけでございますね。
○大平国務大臣 日米安保協議委員会ではこの問題は取り上げませんでした。た。

○野田委員長 これより会議を開きます。
国際情勢に関する件について調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
戸叶里子君。
○戸叶委員 きょう原子力潜水艦の損害補償の問題についてのアメリカからの回答があったように新聞で報道されておりますが、その問題をお伺いしたいと思っております。それに先立ちまして、原子力潜水艦の寄港問題について二、三確かめておきたいと思っております。

洋水域のたぐさんの港に寄港するといふ実績がございまして、そしてそれが何らかの事故を招来していないといふこともはっきりして参りましたので、私どももいたしましては、われわれ日本国民が原子力というもののについて特別の感觸を持っておることをよく承知いたしておりますけれども、このような経過を見ますと、もうこの問題についてさように過度に神経質になる必要はないんじゃないかというように判断いたしておるわけでございまして、しかし、念には念を入れて、安全の問題等につきまして政府として尽くすべき手は尽くして、国民の御安心をいただくような措置を講じた上で、寄港問題についての最終的な態度をきめようというように考えております。

○戸叶委員 今の外務大臣の御答弁を聞いておりますと、時期が熟さなかったけれども、今日ではよそへ寄港しているような例もたくさんあるし、過失もないようだし、不安もなさそうだから、ただすべきことはただした上で寄港を認めるようにしたいということでございます。先ほどの科学技術委員会での参考人の意見を私は速記録で読んでみましたところ、ノーチラス号がいろいろな過失を起こしているようなことも説明されているわけでございます。こういうふうな過失の問題、一体どの程度の過失をこれまでにしてきておるか、大小どのくらいの過失をしてきておるかというふうなことは全然お調べにならなかったのですか。その点もお伺いしたい。
○大平国務大臣 それは米当局から発表になっておりまして、数回事故があったことは発表に相なっております。

す。それを私どもの方も承知いたしております。ただし、問題の原子力炉の事故は一回もございせん。この安全という問題は、日本で心配する以上にアメリカ自体が心配し、安全保障の措置を講じておるわけでございます。いろいろ取り上げられる問題も、アメリカ側では大へんな国帑を費やし多数の頭腦を動員して安全保障の措置を講じておるわけでございます。従って、私は米国のそういう実績に基づく言明を信頼いたすわけでございます。しかし、日本政府自体としても、専門家の御意見を十分聞いて、確かめるべきものは確かめるといふ手順を踏んでいかなければならぬと思ひまして、各方面の御意見を伺つておる、こういう段階であります。

○戸叶委員 今外務大臣のおっしゃいましたことは、アメリカとしては日本以上に原子力炉の安全ということを考えているというところで、これは、原子力炉が安全でなければ非常に大きな問題が起きることですから、当然のことだと思ふのです。ただ、問題は、この原子力炉の安全性という問題にいたしまして、それからまた、原子力潜水艦は今回日本に寄港するものは核装備をしていないというふうなことをたびたび政府はおっしゃつていらつしやいますけれども、そういう問題にいたしまして、日本の政府としてはそれを確かめるべき何ものもないわけでございますね。ただ、アメリカ側がおっしゃるからそうであらう、その通りごもっともでございます。信じて信じる以外は何ものもない、こういうわけでございすね。

○大平国務大臣 私どもは、日米間でお互にきめました安保条約というものに日米兩國とも忠実に守られなければならないという約束を一方的に勝手に違背するということがあることがあれば、これは大へんでございまして、私も絶対にそういふ不信は双方に持たない。忠実に履行することとたかく信じておるのでございまして。そうしなければ、日米間の友好関係などというものはあつたものじやございませぬ。私はそのおとそにきめられました安保条約の条章に米当局が違背するなんという事は歴々も考えておりませぬ。

○戸叶委員 それだけアメリカを信じ切つていらつしやることは大へんけつこうだと思ひますけれども、しかし、私はそこに非常にいろいろの問題があると思つてございませぬ。アメリカが全然信じていても大丈夫だと思つてしまつても、日本にはそれぞれ専門家がございまして、原子力潜水艦に核装備ができる可能性の多い点もあるわけにございませぬから、やはり何らかの形で、原子力潜水艦が日本に寄港する場合には核武装に絶対にならなかつたという形を日本の専門家が納得するような形をアメリカとの間に話し合ひをされる御意思はないかどうか。アメリカの方は、おそれ、これは軍の秘密であるからということ、全然見せもしないし、お話もしないかも知れませぬけれども、二年前に日本の国民的な感情なり何なりというものを非常に心配された、それが今日なお国民としては心配をしてゐるわけにございませぬから、核装備をしないというふうなことを証明する、それが

が何かわかるような形の取りきめなりあるいはそういうふうなものを示すようなものを何かもちろつか話すとかがいふような話し合ひまでは進んでいらつしやらないかどうか。

○大平国務大臣 わが国の政府の基本方針をいたしまして、自衛隊は核装備しない、それから核兵器の持ち込みは認めない、こういうことはもう内外に宣明いたしておるわけにございまして、アメリカも重々承知でございまして、アメリカも核兵器を持ち込もうなという意図は毛頭ないわけにございまして。従つて、それでも心配だから一つ点検しようなんという事では、私は安保条約の運営はどなたがやられてもできないと思つております。

○戸叶委員 第七艦隊には核装備をした原子力潜水艦といふものがあるわけにございませぬ。だとするならば、核装備をしない原子力潜水艦の寄港を許したといふし、核装備をした原子力潜水艦が日本に全然寄港しないといふことは、アメリカだけを信じていらつしやる大平さんにとつては、さういふふうな大みえを切られるかも知れませぬけれども、やはり、原子力の専門家は、そしてまた一般の国民といひましたし、それだけではどうも納得のいかないような気がするわけにございませぬ。やはり、アメリカに向かつて、日本の国民はこういうことを非常に心配してゐるのだから、自分はそれでいいかも知れないけれども、国民を納得させる意味においても、もし寄港する場合にこの原子力潜水艦には核装備をしてないといふことを何か具体的にわかつて示すようなものを示しても、さういふ取りきめなり話し合ひなり

をすべきではないかと思ひますけれども、この点についてはどうお考えになりますか。

○大平国務大臣 それは、無数の航空機、艦船が入るわけにございまして、それにとつていふものが搭載されておるかといふことを一々日本政府が事前点検しまして、これは入つてよろしい、これは入つていけないといふようなことをやつておつたのでは、私も安保条約なんて運営できぬと思ひます。やはり、これは、先方も持ち込む意思は毛頭ないのでございまして、日本に持ち込むといふ事前協議があれば、日本政府はそれに対して同意はできないといふ態度を内外にお互にきめ、この両政府間のかたい理解といふものについては、これは尊重していただかなければいけないと思つてゐるわけにございませぬ。一つ一つのケースについてどうこうするといふようなことは、私は毛頭考へておりませぬ。ただ、あなたが言われるように、先方ができるだけの誠意をもつていろいろな材料を当方の質疑に應じてよこしていただければ、当方におきましてそれを可能な限り検討して、そして疑点があればなお確かめてみるというふうなことは、私はやつていいと思つてゐるわけにございませぬ。双方の間にある不協の信頼は絶対に慎まなければいかぬと思ひます。

○戸叶委員 外務大臣の御自信のほどはよくわかるのでございませぬけれども、やはり、国民感情としても、そしてまた原子力学者といひましたし、非

常に核装備のすぐしやすい潜水艦、原子力潜水艦、ノースラス号等におきましても、さういふ可能性の多い潜水艦であるだけに心配するわけにございまして、私は、別に、一々点検をするなどといふことはできることもございませぬし、それを言つておるわけにございませぬが、何か安心するような取りきめなり取りつけをしておくべきである、さういふふうにお考えをいたしますので、その点も考へていただきたいと思つてゐます。

次に、今この外務委員会に人命の安全のための国際条約が提案されておりますけれども、この第八章の原子力船とあるところ、原子力船が訪れようとする国の締約政府に対し、これらの政府が船舶の安全性を評価することができるよう、十分な余裕をもつて事前にこの説明書を提供しなければならぬと書いてあります。そしてまた、「原子力施設の操作に関するすべての事項及び安全に重要な関連を有するすべての事項についての操作員の職務上の知識及び手引きのため、詳細に記述された操作手引書を作成しなければならぬ。」となつていて、それを船内にはつきりしておいて、これをだれでも見られるようにすることになつてゐるわけにございませぬ。しかし、これは原子力船の場合であつて、この条約の中には、「軍艦以外のすべての原子力船に適用する。」といふことを断つて書いてあるわけにございませぬ。先方から言わせま

なかなかにそれは信じられるものではないと思つてゐます。学者の人たちの意見を聞いておきますと、安全評価を行なうデータを渡してもらわなくては安全性を信じる方法がないのではないかといふことを言つてゐるわけにございませぬけれども、この原子力船の場合にだけ安全証明書を出して、軍艦の場合には安全証明書なり安全保証書といふものを取りかわさなかつたといふことは、やはり少し危険ではないかといふふう

に思つてゐるわけにございませぬ。この点はどういふふうにお考えになりますか。

○中川政府委員 ただいま戸叶先生が御指摘になりました通り、今国会で御審議を願つております「千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約」の第八章では、ただいま御指摘のようないふ安全説明書といふようなものを原子力船は事前にその入港する国に出さなければいけない、また、入る前にもその国の監督に服さなければならぬといふような規定があるのでございませぬが、これは、御指摘のように、軍艦には適用がないことになつてゐるわけにございませぬ。軍艦も原子力動力のものでございませぬ。軍艦も原子力動力のものでございませぬが、この会議でも、結局、軍艦といふものはいまだ国家の主権自体を代表してゐるものであつて、さういふことから、軍艦についてさういふ特殊の説明書を要求するといふことは、やはり従来認められた国際法上の軍艦の地位といふようなものから適当でないといふことで、何国もこれに異論を唱へることなく、軍艦は適

用からはずされておるわけでございます。従って、軍艦についてどういふことを要求するか、また要求する必要があるかというふうなことは、いわば一般原則にまかされておるわけでございます。当事国同士が話し合いでもし出せるものがあれば出すでしょうし、出せないものであれば一般的な保証をもつて満足するということになると思つたのでございます。現実の扱いといたしましては、アメリカの原子力軍艦がひんびんと各国に入るのでございすが、このいわゆる原子力船に特別の証明書というふうなものを出すというふうなことは、どこの国もこれを要求してはいないというのが実情でございます。従つて、やはりこれは軍艦のいわば国際法上の特別の地位ということからこういう扱いになってきておると考へるわけでございます。

○戸叶委員 軍艦の国際法上の特別の地位という扱いはあつても、原子力関係の軍艦、たとえば原子力潜水艦のようなものの国際法上の特別な扱いの地位というものはございすか。

○中川政府委員 原子力をもつて推進される軍艦についての特別の国際法上の地位というものは、今のところまだできていないのでございまして、やはり一般軍艦と同様に扱うということ、今までできておる原則ではそういうことではないかと思ひます。これは要するに新しい事態でございまして、別にそのための特別の規則なりルールというものはまだできていないのでございす。

○戸叶委員 そういふふうなものはやはり望ましいものというふうにお考えになりませんか。

それから、もう一つ伺いたいことは、俗にブラッセル条約と言われている原子力船の運航者の責任に関する条約、こういうふうなものが今言われたようなものに該当するといふふうにお考えになりませんか。

○中川政府委員 原子力船の災害補償に関するブラッセルでございした条約、これは損害補償の点についてのことを規定している条約でございすが、これにつきましては、これは軍艦も入れるということでは、いわば原子力船に特別な規則をつくらうという試みであつたわけでございます。日本もこれは出席して賛成しているわけでございますが、しかし、これは、肝心の原子力軍艦を持てゐる国である米ソ兩國が、いずれも軍艦を入れることに反対いたしました。これに署名してはおりません。従つて、現実問題として、この軍艦が入つてくるかもしれない国はこれに署名してはおりませんけれども、入れる軍艦を持てゐる国自体はこれに署名してはおりませんから、従つて、これはどう見ても有効な国際条約として成立する見込みは今のところないわけでございます。従つて、原子力をもつて推進される軍艦にも何かやはり何かと違つた特別の規制が必要ではないかという意見はあることは事実でございますが、しかし、国際法として採用されるまでにはまだなかなか時間がかかるんじゃないかと思ひます。一番の原因は、持つておる国自体がこれに賛成しないといふことで、これが東西兩方とも賛成してないといふことから、これは実際の国際法になるまでにはなかなか時間がかかるんじゃないか。従つて、現実の国際

法としてはまだ特別の規制はできるに至つていないと言わざるを得ないと思ひます。

○戸叶委員 今条約局長がおっしゃいましたように、外務大臣、これを持つてゐる国がそういう条約に賛成してないといふところに問題があると思ひます。

そこで、今回日本の方からアメリカに、大体政府の腹としてはこの寄港を認められて、そして、損害補償とかあるいはまた危険の問題、いろいろな問題についての質問書を出して、それに対する回答が出てきておるようでございますが、寄港される国が望むことに對して、原子力潜水艦を持てゐる國の方がそういう条約を望まないといふし、また、なかなか補償の問題等についてはむづかしいんじゃないか、こういうことを考へるわけでございます。けれども、外務大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○大平國務大臣 こちらからあつて限り専門家の御意見も聞きまして先方に照会してゐる過程でございまして、私もどもいたしましては、これらの過程を通じて、国民に御安心ができるような姿においてこの寄港問題のけりをつけたいと思つておるわけでございます。今まだ検討中ということでございます。

○戸叶委員 これまでアメリカの方に問い合わせをして、そしてアメリカから得た返事、少しでも国民が安心できるような内容を持つた返事がありますか。

○大平國務大臣 この検討を終えまして段階で、できるだけ詳しく発表して

御安心をいただくようにしたいと思つております。

○戸叶委員 これまで來てゐる返答で安心できるような内容を持つたものがありますかどうですかといふことを伺つてゐるわけでございます。

○大平國務大臣 その時期が来れば発表いたしますから、それで吟味していただきたいと思います。今まだ検討の過程でございます。

○戸叶委員 そうしますと、この間内閣委員会等でも問題になりました損害補償で無過失責任の問題でございすけれども、これに對して政府の方から先方に問い合わせたことに對する回答が來ておるやにきよの新聞では報道されておるのですか、この新聞の報道は間違ひでございすか。

○大平國務大臣 先週末に回答は参りました。そして、これは、今の米日兩國の法定法上どうなつておるか、あるいは実定協定の上でどうなつておるか、それらの点を分析いたしました。疑点がございすれば照会をしてゐるということになるわけでございます。先週末に参りました回答書を今吟味しておるという段階です。

○戸叶委員 そうしますと、原則的にアメリカの方は無過失責任に對しては損害の補償をいたしますという、そういう原則の上に立つてはいろいろと話し合ひをしていく、こういうふうな了承してよろしいわけでございますか。

○大平國務大臣 今の法定法の上から申しまして、また実定協定の上から申しまして、人命の損傷に對しましては無過失責任の問題が認められるので

はないかというように、当面判断断しては、一部実定法から申しますと無過失賠償責任が負かれていないといふところもあるやに聞いておるわけでございます。一応先方の回答を法定法に照らしてよく検討して、そして、どうか、これは政治の問題だと思つております。

○戸叶委員 そうしますと、政府としては、大休人命の損傷に對しては無過失責任が認められるけれども、物的な損害に對してはまだまだはっきりしないといふことでございすが、だいたひは、人命に對する損傷はもちろんであるけれども、物的な損傷に對しても当然これは補償すべきである、こういう立場に立つての交渉をお進めになるのが当然だと思ひますけれども、この点はいかがでございますか。

○大平國務大臣 もともと、この問題は、權利とか義務とか、そういう問題でなくて、安保条約上認められたそういう權利が先方にはあるわけでございます。私どもがこの問題を取り扱う場合の立場は、当然先方に認められてゐる權利の行使については十分に理解と協力をもつて臨まなければいかぬわけなのでございす。従つて、補償の問題にいたしましては、安全の問題にいたしましては、これがもう百パーセント満足でなければ私どもはノーと言ふんだという立場にないわけなのでございす。しかしながら、私がたびたび申し上げておるやうに、可能な限り、國民に御安心をいただく必要

上、いろいろな角度から日本側で専門家の頭脳を動員して検討して、不満なところ、はっきりしない点を確かめるところ、これは十分やって参らなければならぬ、こういうことでいっておるわけでございます。従って、今私が申しましたように、補償の問題にいたしまして、それでは現在の実定法上の建前はどうなっておるかということを中心として、そういうことをやっておる最中でございまして、それで完全にカバーされるかどうか、無過失責任論が完全に貫き得るかどうかが、この点について、埋められない箇所があれば一体それをどうするんだということは、先ほど申しましたように、政治の問題として私どもが処理しなければいかぬ問題だと思っておるわけでございます。従って、今の段階は、実定法、実定協定というものに照らして先方の回答に私どもの検討を今加えてみまして、どれだけ満足すべき状態に今あるのか、どこが足らぬのか、そういうような点を見きわめて、最終的には政治としてこれをどう取り扱うかということになるわけでございます。従って、あなたの言われるように、無過失責任論をあくまで追及するんだ、それが満足されなければこの問題についてはノーだというように割り切った立場にないことは、戸叶さんもよく御承知の通りでございますが、可能な限り国民に御安心がいただけるような工合にいたしたいということで、今せっかく努力しているところでございます。

○戸叶委員 日米の関係というものは今の政府の立場に立ってはなかなかむずかしいようでございますけれども、

ただ、私も国民から考えますならば、原子力潜水艦が日米安保条約で寄るといふことは仕方がないという政府の立場から考えてみても、原子力潜水艦が日本に寄ってくれたら特に利益があるとか、また、寄らないからどうかというような問題よりも、寄ることによって何か非常にいろいろな危険を感じておる面の方が多いわけでございます。そういう立場に置かれておる日本の国民からするならば、私も、もしも寄港を認めるとするならば、補償の問題くらいは当然日本政府としてアメリカに向かつてはつきりした約束を取りつけてもいいんじゃないか。日本からの要求が百パーセントカバーされなくても寄港は認めざるを得ないような形にしているのではないかと御答弁でございまして、何かそこに日本側として補償要求に非常に弱いものを私どもは感じるわけです。私も、この潜水艦が寄港しない方がいいという立場に立って考えてみますならば、せめて補償問題くらいはつきりさせておくべきであって、全部が全部日本国民として要求することがいられないから、いられないときには政治的に解決するなどという弱い形でその交渉を進められるというところは非常に不安なわけでございますけれども、補償の問題はもっとはつきりさせていく、しかも日本の要求がある程度聞いていくという、そういうお気持ちにはなれないのかどうか、伺いたいと思います。

○大平国務大臣 申すまでもなく、最善を尽くすべきものと思っております。○戸叶委員 最善を尽くすべきものがあるというのと先ほどの御答弁とは少しニュアンスが違うように思います。が、最後の方の最善を尽くすということ、最善ということとは全部がカバーされるということでありまして、最善というのは最もよいということですから、そこに位から申しまして妥協のないことだと思っておりますので、最善を尽くすという言葉で私は信頼したいと思っております。そこで、お伺いしたいことは、原子力潜水艦の寄港を断っている国がどこにないかどうか、この点を伺いたしたいと思います。

○安藤政府委員 原子力潜水艦は、すでに十三カ国にわたって寄港しております。百回以上寄港しておりますわけですが、先年デンマークに寄港の問題が起きましたときに、やはりいろいろ意見がありまして、そのときは寄港しないことになったということを承知しております。○戸叶委員 デンマークでは寄港をさせない、こういうふうにして承知してよろしいわけでございます。○安藤政府委員 先年、デンマークの方ではやはり望ましくないということ、アメリカの方はやめました。その後その問題は別に起こっていないというふうにして承知しております。

○戸叶委員 今のアメリカ局長のお話も、どうか外務大臣心して聞いておいていただきたいと思っております。いろいろ安全性の問題を考えてはつきり断わっている国もあるのだということをよく考えておいていただきたいと思っております。この海水に及ぼすいろいろな影響等につきましても、あとの機会にいたしますけれども、ある学者は、サリドマイドという薬によって、奇形児が生まれるようなことがなくなるような措置を日本ではおそまきながらやうやくとっているけれども、いつの日かまたこの原子力潜水艦等の問題によって海水が汚染され、知らないうちに魚を食べる奇形児が生まれるということもできないとは限らないから、ぜひそういう点を考えてもらいたいと言っている人がおりますけれども、どうかこの点も政府としてはよく考えていただきたいというように最後に申し上げたいと思います。

もう一つ、日韓問題で伺いたいと思っておりますが、朝海大使がアメリカを去るにあたりまして、日韓問題についてのこれまでの経緯をいいますか、請求権の問題あるいは李承晩ラインの問題、竹島の問題等を書いたトリーキング・ペーパーを渡したというふうなことを新聞報道で見たわけでございます。そしてその翌日アメリカ側は、今の朴政権が民政に移管しない前になるべく日本が日韓交渉を進めてほしいということ、日本に言ったのではなくして、声明をしたというふうな点から見まして、こういふふうな点から見まして、なぜ日本がそういうものをアメリカに渡さなければならなかったのか、そしてまた非常にそれは内政干渉になるおそれがあるのではないかと思いますけれども、この点の真相を明らかにしていただきたいと思っております。

○大平国務大臣 これは、日米間ばかりじゃなく、われわれが外交関係を結んでいる国々との間にそれぞれインフォメーションの交換というふうなものにはやるわけでございます。また、そういう手順を踏んでより的確な国際情勢の判断についての資料が得られるわけでございます。私も、

双方の礼儀として、双方が関心を持っておるような問題につきましてお互いに情報の交換をするということは当然なことと思っておりますし、別に意図するものではないと思っております。従って、朝海さんが出したというものは、しばらく日韓交渉が続いておりました。現在の時点までの経過がどうなっているか、現在の時点でのどういふ問題が残っているかというふうな点について、事実を一本インフォームしておくようにということをお知らせ申し上げたわけでございます。従って、これはアメリカ政府に意見を求めたものでもないし、またそれについてアメリカがとかくコメントしたわけでもないし、普通の意味の単純な情報の交換である、こういうものでございまして、内政干渉というふうな大げさなことは決してございせん。

○戸叶委員 アメリカとして日韓交渉が進むことを望んでいるような立場でありますだけに、どうしてそういうことをされたかということでも私どもは非常に懸念をしたわけでございます。そこで、第二にお伺いしたいことは、韓国の政情はあのように不安定でございまして、今戒厳令がかけられるかもしれないというふうな状態になっているわけでございますけれども、今度民政移管後になりまして、新しい大統領、新しい政府、そして新しい国会、こういうふうになりますと、日韓会談の問題を取り上げるにいたしまして、今のところきまっておりますものが、いゆる有償・無償の経済援助の五億ドルというもので、あとの懸案事項はきまっていないわけでございます。そうして新しい体制になった場合

に、この一応の話し合い、まあコンク
リットになったとはいいながら、一つ
の問題である有償・無償の経済援助と
いうもの、次の大統領なり、国会な
り、それから政府なりというところで
新しい形で審議されると、今の五億ド
ルというものにこだわらないというよ
うなこともあり得るのであるかどう
か、この線だけはいつまでもその次の
ところに引き継がれるというふうに考
えるのかどうか、この点をお伺いし
たいと思います。

○大平国務大臣 今あなたのおっしゃ
ることは、私は韓国の問題だと思っ
ます。私どもの態度としては、当面の
懸案につきまして一つ一つ納得がい
く解決案をつくりまして、そして最
終的に一括して同時に解決したいとい
う方針で臨んでおりますことは、これは
御案内の通りでございます。従って、
今過程的に合意いたしております経
済協力の問題も、最終的に一括して解
決するまでは何ら法的拘束力を持たな
いわけでございます。日本側の態度は
不変なんです。終始一貫いたしてお
るわけでございます。韓国側がこれにど
ういう反応を示してくるかということ
は、これは百パーセント韓国の問題で
ございます。ただ、外交交渉上原則と
して言えますことは、私もたびたび予
算委員会や本委員会でも申し上げてお
るのでございますが、韓国が一方の交
渉主体としてそういった問題について
建設的な対案をきめられる、そして今
後それを外交的に保障していくという
交渉主体としての能力をお持ちになっ
ておる限り、私は日韓交渉というもの
は進めるべきだと思つてやっております
わけでございます。今の政変はどのよう

な結末を見るのかわかりませんけれど
も、しかし、外交交渉上の原則とい
うしましては、日本側の態度は不変であ
る。そして、どのような反応を交渉主
体として先方がお示しになるか、妥結
したことをどのような形で保障する
か、これは韓国側の問題であると私は
思います。

○戸叶委員 そうしますと、日本側と
しては今の線をくずさないけれども、
韓国側に新しい形ができてきて、また
違う話が出てくれば、それに応じると
いうふうなことはあり得るわけでは
ないですか。一応話し合いのついた五億
ドルというふうな線はどんなことが
あっても変わらないというふうな考え
ていらつしやるわけですか。それと
も、向こうの政府の関係で変わること
もあり得るというふうな考えてよろし
いわけでございますか。

○大平国務大臣 日本側としての態度
は不変でございます。
○戸叶委員 日本側としては不変で
も、向こう側の態度によつては変わる
こともあり得るわけですか。全然変わ
らないのですか。
○大平国務大臣 日本側は不変です。
○戸叶委員 それでは、最後にもう一
点だけ伺います。私はジャバン・タイ
ムスで見たのですが、韓国に日韓問題
懇談会ができて、そうしていろいろと
各界の人が集まって日韓問題の討議を
しているようでございますけれども、
これは単なる韓国における日韓問題の
PR程度の懇談会にすぎないというふ
うなお見通しを立てていらつしやる
か、それとも、この懇談会というもの
は相当な力を持つものであろうという
ふうにお考えになつていらつしやるか

どうか、この点だけ外務大臣のお考え
を伺いたいと思います。

○大平国務大臣 私は本院でもたびた
び申し上げておるのでございますが、
向こうは民政に衣がえする過程にあ
ります。そして各政党ができる。世論とい
うものはいろいろ捕捉の仕方があ
るでしょうけれども、やはり政党の綱領
に政策が化体していく。それで世論が
組織化されることを意味するもので
ございますから、この民政移管の過程に
おきまして、韓国の各政党が日韓の問
題を取り上げて、そしてどのようにみ
ずからの政綱とされるかということ
は、私も非常に関心を持っておると
ころでございます。そういうことは世
論の組織化の過程として当然望ましい
方向でございます。従つて、そういう
今言われるような懇談会ができて、各
政党の間で話し合いがあるということ
は、非常に建設的なことであると思
つて、関心を怠らずに注視しておると
いうのが私どもの態度でございます。そ
れで、どのように持つていかれるかと
いうことは韓国の問題であるとい
ふことです。

○戸叶委員 では、日本側としては、
それがどういふふうな形になるか、一
応そういうものができて世論として形
成されていくことは望ましいという程
度で、力のあるものだと何だとかい
うことはまだわからないというふう
に了解してよろしいようございませ
ね。それでは、私の質問はこれで打
ち切ります。

○野田委員長 川上貢一君。
○川上委員 私は今回もまた続いて原
子力潜水艦の問題について外務大臣に
お尋ねしたいと思つています。

これはこの前も繰り返したのです
が、原子力潜水艦の入港の問題につ
いて、どうも外務大臣も政府もあれが核
装備をしておるといふことをひた隠し
に隠しておる。これは非常に危険であ
ります。核装備をしておるといふこと
はもう世界の常識です。

そこで、きょうお配り下さった資料
の注に、アメリカの国防省当局はサブ
ロックは現在開発中であると説明した
と書いてある。これはいつどこでどう
いう形で説明したのであるか、それを
お尋ねしたいのです。

○安藤政府委員 本年二月十八日に国
防省はサブロックの実験の写真を一般
に公開いたしました。その際に、それ
に説明をつけたのがございまして、長
くなりますから御質問の点だけに触れ
ますと、ザ・ウェポン・イズ・ビーイ
ング・デヴェロプド・バイ・ザ・ネー
ヴァル・オーードナナンス・ラボラトリ
とありまして、ザ・ウェポン・イズ・
ビーイング・デヴェロプド、今開発中
であるということがはっきりと示され
ております。

○川上委員 二月十八日のものはこれ
ですか。
○安藤政府委員 写真はおそろく同様
のものだと思います。

○川上委員 これは毎日新聞の記事な
んですが、そのほかの日本の新聞にも
全部出ておる。この時分のこのことを
言っておられるのでしよう、この時分
のアメリカの潜水艦を。

○安藤政府委員 私の承知しておりま
すところは、やはりその当時にAP
電が少し正確な誤った報道をして
おりまして、それがいろいろ載つてお
るということを知知しております。そ

のAP電は、サブロックについて目下
実用中であるというふうなことを書い
ておるようでございます。しかし、A
P電の根拠は、調べてみましたところ
が、どうやらある雑誌の記事に基づ
いたものだといふことが言われており
ます。私が先ほど引用いたしました二
月十八日の国防省の説明は、これは正
式のものでございます。

○川上委員 あなたの根拠は新聞報道
ですか。
○安藤政府委員 先ほど申し上げま
した通り、サブロックのテストをして
おる写真を発表いたしましたのでござ
います。そのときに国防省がそれに付
添えて説明書を出してございまして、
その説明書の中にいろいろ書いてござ
います。一番御質問の要点であること
に關しまして、この武器は目下開発中
であるということをはっきり書いてお
ります。

○川上委員 一九六二年の春にスレ
ッシャー号は太平洋でサブロックの実
験に成功しておる。その時分にアメ
リカの海軍はこの成功によつてサブ
ロックを決定兵器に指定しておる。こ
れはうそだと断言しますか。

○安藤政府委員 私の承知しておりま
すところは、今おっしゃつておるよ
うなことがアメリカのミサイル・アン
ド・ロケットという雑誌に書いてあ
ったかと思つています。しかし、私が先
ほど引用しました国防省の説明という
のは正式に二月十八日なされたもの
でございます。この武器は目下開発中
である、ビーイング・デヴェロプド
といふことははっきり申し上げてお
ります。

○川上委員 それが違うのです。その
写真がこの写真なんです。この写真は

一九六二年の春にスレッシャー号が太平洋で実用実験した写真なんです。何もことしの二月にあった写真ではありません。要らぬことを政府は答弁してはいかぬ。

○安藤政府委員 私どもはその写真そのもの及び説明そのものを国防省から入手いたしております。それに先ほど申し上げました通りのことがはっきりと書いてあるわけでございます。

○川上委員 私どもはというのは、あなたがですか、日本の政府ですか。

○安藤政府委員 外務省でございます。

○川上委員 スレッシャー号というのがサブロケットを装備するのには歴史がある。どこでどういうことをという事実を深く調べなければいかぬと思う。外務大臣は聞いておいて下さい。ずっと以前にホーミング魚雷が開発されておるのです。これはもう世界周知の事実です。ロケット・ブースターも完成しておる。また管制誘導も完成しておる。この三つの完成した装備を基礎にして一九五八年の五月にスレッシャー号は起工されたのです。その時分からすでにサブロケットを装備する設計で始められておるのです。これはもう動かすべからざる事実です。このスレッシャー号がサブロケットをつけておらぬと断言しますか。

○安藤政府委員 サブロケットというのは一種のロケットでございます。これはスレッシャー号で実験したというふうに聞いております。しかしながら、先ほども申しましたように、まだ実際に装備はしていないというふうに承知しております。

○川上委員 装備をしておるのですよ。きょうお配りになった資料にも、原子力潜水艦はすべて二十一インチの発射管を持っておると書いてある。サブロケットは二十一インチの発射管であればどの発射管にでもつくのです。それだから、アメリカの原子力潜水艦の発射口径はすべて二十一インチに統一しているはずで、二十一インチになぜ統一しているか、これはサブロケットは二十一インチの口径ならどれにでもつくのです。目下開発中だということ、逃げるわけにいかないのです。実用実験をしているのです。そうしてこれが成功しておるのです。成功したから、アメリカ海軍当局は決定兵器に加えておるのです。これは去年の二月です。この二月じゃありません。このサブロケットができておらぬというようなことを言うては答弁にならぬ。もう一ぺん一つはつきり聞かして下さい。

○安藤政府委員 私はここに持っております。一九六三年二月十八日国防省の正式に発表したものでございます。

○川上委員 一週間後にサブロケットが成功して積んだら、その潜水艦は日本に來ませんか。

○安藤政府委員 御承知の通り、核弾頭をつけた兵器の日本への搬入は事前協議の対象になっております。アメリカは従来から核弾頭をつけた兵器は日本には持っていないと言っております。事前協議の対象になっておること、御承知の通りでございます。それをわれわれとしては固く条約上約束しておるわけでございます。

○川上委員 それがあぶないのです。一九六二年版のジョーン年鑑にはこう書いてある。サブロケットMK45はノーチラスからジョージ・ワシントン、イーサン・アレン号までを含むすべての原子力潜水艦に装備されておると書いてある。これはうそだと断言しますか。

○安藤政府委員 ジョーン年鑑にそういうふうに出てくるやに聞いておりますけれども、ジョーン年鑑といえども、神ならぬものでございまして、ときどきやはり不正確な点があるように専門家から聞いております。このサブロケットが今使われておるかどうかという問題については、先ほどから再々申し上げたように、二月十八日に国防省が正式に目下開発中であるということを書いておるわけでございます。

○川上委員 「潜水艦の歴史」というアメリカで発行した本がある。この本には、一九六一年度の予算にはサブロケット発射管MK44、MK45を原子力潜水艦に配備するということが予定されていると説明されておる。これもうそだと言いますか。

○安藤政府委員 お言葉を返すようで恐縮でございますが、先ほどから申し上げておりますように、国防省は正式に二月十八日にサブロケットは目下開発中であるということを言っておるわけでありまして。

○川上委員 大平外務大臣は、今アメリカ局長の答えましたあのことを全部知っていますか。

○大平国務大臣 この間川上先生と本委員会でもやりとりがあったわけでございますが、私はあなたの問題の取り上げ方が全然違うということを申し上げておるのです。私どもは、核装備ということについては、先ほど局長が言

ましたように、事前協議の対象になっておる。事前協議の対象にはなっておりませんが、日本政府としては、もう不動の方針として、核兵器の持ち込みは認めないんだということを申し上げておるのではありませんか、アメリカもそれは重承知いたしておるのではありませんか。アメリカ当局もいたしまして、核兵器を日本の領域内に持ち込むということ、これは毛頭考えていないわけでございます。従って、そういう前提で出発しておるのでございまして、あなたの御議論は、これは装備しておるのだということを立てようとして非常に御苦心されておるようでございまして、けれども、そういうことは初めから全然私どもは問題にいたしていないわけなんです。ございまして、従って、川上先生と議論をやりまして、一階と二階の相撲みたいになるのじゃないかと思うのです。問題の所在が全然違うのですから。

○川上委員 そうでないのです。私の方は持っておるということを勝手に言うておるのじゃない。これは外務大臣よく考えなければいけない。今回原子力潜水艦が来る、これを認めてくれと言ってきた。そこで、政府はこれを許そうとしておる。ところが、今日の原子力潜水艦というものは、核装備をしておらなければ役に立たぬのです。私は今サブロケットの開発問題でアメリカ局長と質疑を交換したのであります。サブロケットだけに限る問題じゃない。今日の原子力潜水艦で核装備をせぬ、これは戦争には役に立たぬのです。これは軍事上の常識なんです。それで、これは軍事上の常識なんです。事前協議があるはずなんだから日本

には来ないんだ、こんなことは通用しないのです。原子力潜水艦が来ると言っておる。それに核装備をした分は来ませんと言っておるのじゃない。また、あなたの方でも、核装備をしておる分は来てはならぬと交渉しておるのじゃない。ただ主観的に、約束があるのだから来ないはずだというだけなんです。これは国民が納得できない。核装備をしない潜水艦というのは、今後ありやしません。これは戦争にならぬですから。それを許すのです。そうすると、核装備の潜水艦が来ることになる。それを、それが来る分には事前協議があるはずだ、事前協議がないんだから持っておらぬはずだ、こんなことで国民が納得すると思いませんか。一体、今日の原子力潜水艦というものの目的、その性能、今日の戦争の技術の問題からして、核装備をせぬ潜水艦というものが太平洋でうろうろしておると思いませんか。この証明を一つもしないし、この証明もしないで、核装備をしておるのなら事前協議があるはずだ、事前協議がないのだから核装備をしておらない、これは証明にも何にもならないのです。これを私は言うておる。何も私と前提が違うとかなんだか、そんなことはないのです。大臣、問題は具体的なんです。だから、あなたの方では、あえてサブロケットといわぬ、これは全部ですよ、これは証明しなければいかぬのです。この根拠を出さなければいかぬのです。なぜなら、今度の原子力潜水艦の入港の要求は、核装備をしておるものは来ませんという要求じゃないですよ。原子力潜水艦が来るという要求なんです。原子力

潜水艦が何隻あるかというのです。これがどれが来るかわからない。回答書をごらん下さい。最初は一隻か二隻かわからない、だんだんとたくさん来るのだ、こう書いてある。原子力潜水艦と名のつくものは全部来るのです。さらに、その上に、私は言うておくが、外務大臣、アメリカは原子力潜水艦は二つに分けておる。一つはボリス型です。一つは攻撃型です。これはちゃんと証明がある。向こうが言うてきておるのは原子力潜水艦と書いてきておるのです。たといボリスは今当面来ないにしても、その他の原子力潜水艦は来る。核装備を必ずしておると考えなければいけません。同時に、アメリカはボリスと攻撃型潜水艦を両方原子力潜水艦と言うておるのです。この区別さえないのです。これは危険きわまりないじゃないですか。私は今すぐボリスが来るのだからという質問をここで飛ばしておるのではありません。あなたの方の言うボリス型、これはアメリカではこんな言葉を使っておらぬ。攻撃型というだけだ。ボリス型というのはいっしょじゃない。ボリス型としてつけば二隻しかない。ボリス型です。しかし、あなたの方のボリス型、ボリス型と言うから、ここは妥協してボリス型とかりに言うておるのだけれども、これは正式の言葉じゃない。こういうわけですから、外務大臣、話のものとどこが違うのですか。私の質問しておるのとあなたの答えるのが、答え方が違うだけで、何も基礎が違うとかなんとかいう問題でございませう問題じゃないのです。これはどういふことなんでしょうか。

○大平国務大臣 やはり依然として並行線ですね、あなたとの議論は。あなたの兵器上の知識、いろいろ今拝聴いたしましたけれども、私も先方から話しの核装備をしていない原子力を推進力とする潜水艦の寄港という問題を提起しておるわけではございまして、出発点がそこではございまして、その出発点に誤りがあるのだということ、アメリカがうそつきである、日本国民をだますのだということになるわけではございまして、この間もあなたに申し上げた通り、もし二国間で敵対に取りかわした条約に違背するような同盟国というようなものでアメリカがかりにあったとすれば、私は、今日アメリカがこれだけの世界に力と信用を得る国にならなかつたと思うのです。私はアメリカが安保条約に忠実であることを確信も疑っていません。それがうそなんだという前提に立って立論される川上さんとは、どうも、議論をいたしまして、一階と二階の相撲で、とても呼吸が合わぬということになるのではないのでしょうか。

○川上委員 そういう答弁というものはいいですよ。私は核装備をしておるといふ具体的なことを述べておる。これに対して、次元が違ふというような答弁がありますか。たとえば、一九六〇年六月十五日に、真珠湾のパール・ハーバーで停泊中の原子力潜水艦「サゴ」が火災を起こしたことがあるでしょう。この時分アメリカの海軍当局はどう言いましたか。同潜水艦は核弾頭を装備していたと言っておるじゃないですか。こう私は具体的な事実をあげて過去数回聞いておるのです。ところが、それに対して、それは違ふ、そういうことはいいというかわりに、次元が違ふとか、考え方の基礎が違うとかいう御答弁、これで国民が納得しますか。この一九六〇年六月十五日、これももうさだと言いますか。アメリカ海軍当局が同潜水艦は核弾頭を持っておったと言っておる。これはどうですか。

○大平国務大臣 日本に寄港する原子力潜水艦というのは、核装備をしていないということではございまして、パール・ハーバーかどうか、そういうことは私は存じません。

○安藤政府委員 事実関係でございまして、私明確にしておきたいと思えます。

今川上先生が言われたパール・ハーバーにおけるサゴ号の問題でございしますが、われわれも調べましたが、アメリカ政府はそういう核弾頭を持っていないという発表をしておりません。ただ、アメリカ政府の発表にないことをAP電がつけ加えていたということを聞いております。もちろん、これは日本の寄港問題とは別個の問題でございします。

○川上委員 アメリカ局長は顔色を見るとだいたい興奮しておるようでありますが、そう興奮せぬでもよろしい。私は具体的に事実を言うだけで、いいかげんうそを言おうとするから興奮しなければならぬ。

私は、時間がありませんから、最後に伺いますが、これはきょうだけでは済まぬと思います。大平さん、あなた方は今事前協議をしておるのですか。これは重大な問題だと思ふ。条約局長はどう答えておられますか。中川さん、あなたは、三月二日の衆議院予算委員会

で、事前協議なるものはどういう形で行なわれるか前例がない、二つの模式が考えられる、その一つは、はっきりと安保条約上の事前協議であると言いつて申し入れがある場合、いま一つは、はっきりと安保条約による事前協議であるとは言わなくとも、実質的に協議が行なわれた場合には事前協議に当たると言うたじゃないですか。今度の協議はこのあたりの部分です。これは明らかです。われわれは、これは重大な問題だと考えておる。これはおそろしくきょうだけでは質疑が終わらぬと思ひますから、引き続き時間の割愛を願ひたいと思ひますが、大平外務大臣は、事前協議がないのだからと、こんなことばかり言うておるが、事前協議しておるのではありませんか。頭を振つたためです。(笑)ここに重大な問題があるのです。すなわち、今回の原子力潜水艦の日本に寄港を要求した問題は、明らかに事前協議であつて、核兵器は持つてこないとか、これはアメリカに照会してない。アメリカもまた核兵器の分は入れないのだとも言つてない。原子力潜水艦と言うておる。アメリカの使用の分けによつて、原子力潜水艦と攻撃型と二つある。ちゃんと海軍が言うておる。このボリス型は来ませんとも言うておらぬ。原子力潜水艦の寄港と、こう来ておる。あなた方は協議しておるのです。また、今度のこの協議には、前の約束によつて核兵器は持つてこないことになっておるからそれは別でありましてとも言つてない。一緒くたに原子力潜水艦の寄港を申し入れてきておる。あなた方はよろしいと言おうとしておる。この原子力潜水艦は核兵器を持っておるのです。ここが問題です。それを、あなた方は、事前協議がないのだから核兵器を持つておらぬはずだと言ふ。「はす」ですよ。一体、こういう危険な問題、日本がアメリカの核戦略に完全に巻き込まれるような問題、こういうどうたんばにきて、はずだと言ふようなことで、これで外交の責任がとれますか。国民に責任が負えませんか。外務大臣はもう少し考えなければいかぬと思ふ。私はよけいなことを言ひませんが、日韓会談でも先走つたのは外務大臣、また今度のこの問題で国民に重大な影響を与えることをのんきにやろうとしてゐる。きょうは残念ながら三十五分という時間の約束です。私はこの時間の約束だけは守りたい。これではなかなか質疑が終われませんから、この回答だけを簡単に外務大臣として下さい。

あとに残して私の質問を打ち切りま

○大平国務大臣 われわれが問題がないというところを非常に苦心して問題にされる、その御苦心はよくわかりますけれども、私も全然そういうことを問題にしないのでございします。さらに、あなたが言われるように、日本政府と事前の合意なくして核兵器を持ち込むというのをあなたのような権威のある方が言われて、もうアメリカという国は安保条約は忠実に守らぬのだというふうな風潮を言われることの方が非常に危険だと思ふのです。これはお互いに百パーセントの信頼関係に立つてやらぬと、同盟関係というものは維持できるものではございしません。非常に遺憾でございしますけれども、私は川上先生にお言葉を返して

昭和三十八年三月十五日

繩にもボラリス潜水艦が停泊する、原子力潜水艦が出没するということになった。せっかく戦略の変化のために基地が撤回され、中立地帯がふえる、これは政治的にはなくても軍事的に中立地帯がふえて、だんだん平和の領域がふえ、ソ連、アメリカが究極的には話し合いをし、国際連合が中に入って軍備縮小の方向にまよってくれるかと思つてたときに、この潜水艦問題が起つたわけであり、原子力潜水艦が日本の港に立ち寄り、一般戦術の面から言ひましても、われわれが驚いたのは当然のことです。従ひまして、外務大臣におかれましては、事を簡単にお考えにならずに、ただアメリカを信用するというような小さなことでなく、十数年前には英鬼、米鬼と言われたアメリカのことですから、そう歴史というものは突然変異するわけではありません。国と国との利害というものは、まだ国際的論理の矛盾を犯してでも国の利害を守らねばならぬ。まして、軍事においておやというような、軍事戦略というものはきびしいドライな世界でありますから、どうか、簡単にお考えにならずに、ゆつくり交渉して、国民が十分納得いくまでアメリカ側に日本の真意を知らしていただきたい。自由世界の中に今の日本の国民の多数が支持しておる政党を通じて入っておりますけれども、しかし、平和憲法が変わつたわけでも

なく、平和の誓いが少しでも国民の心から去つたわけではないのでありますから、どうか、平和憲法の趣旨と国民の平和への意思を体して、この問題はもっと明確になるまで突っ込んで、具体的に確かめ確かめしていただくことを、私は外務委員の一員として外務大臣にお願ひもし、要求もしたいと思うのでございます。

一体、原子力潜水艦が日本の港に何のために立ち寄りねばならぬか、その戦術的理由、技術的理由はどういうところにあると外務大臣はお考えでしようか。

○大平内務大臣 世界の常識といたしまして、原子力潜水艦がたぐさんの港に寄港いたしておるわけでありまして、この問題の評価について非常に深刻に帆足先生がお考えになつておるようでございますけれども、私も、この問題自体はそんなに深刻な問題だとは思つておりません。先方からの話によりますと、兵員の休養と水等の補給に必要なのだというように承つております。

○帆足委員 時間が参りましたが、私は、党は違ひますけれども、この原子力潜水艦についての川上委員の質問はやはり傾聴に値するものだと思つておる次第です。従ひまして、人にはそれぞれ錯覚もありますから、外務大臣として、普通の軍艦が立ち寄る安保条約のワケ内の正常なこととお考えかもしれませんが、こうして野党の者がこもこも立ってこの問題を非常に重大に考へて問ひだしておる。私も単に小さなあげ足を取つて外務大臣を追及するということに興味はあまり持ち合わせておりません。そういう

ことで野党の見識なり信用が高まるものではありせん。従ひまして、これは誠心誠意心配しておる次第でありますから、次回にはわが党内においてもまたそれぞれ研究の成果を持ち寄つて外務大臣に問ひたしますから、どうか政府におきましても慎重な態度をおとり下さらんことを願ひする次第でございます。

○野田委員長 本会議散会後に再開することとし、この際休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後三時十一分開議

○野田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

海外移住事業法案並びに關稅及び貿易に關する一般協定の譲許の追加に關する第十議定書(日本國及びニュー・ジラランド)の締結について承認を求めるの件、所得に對する租稅に關する二重課稅の回避及び脱稅の防止のため日本國とタイとの間の條約の締結について承認を求めるの件、千九百六十二年の國際小麥協定の締結について承認を求めるの件、日本國とフィリピン共和國との間の小包郵便協定の締結について承認を求めるの件、以上五件を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大平外務大臣。

目次

第一章 總則(第一條―第七條)

第二章 役員及び職員(第八條―第十八條)

第三章 運営審議會(第十九條―第二十條)

第四章 業務(第二十一條―第二十四條)

第五章 財務及び會計(第二十五條―第三十六條)

第六章 監督(第三十七條―第三十八條)

第七章 雜則(第三十九條―第四十一條)

第八章 罰則(第四十二條―第四十四條)

附則

第一章 總則

第一條 海外移住事業團は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を國の内外を通じて一貫して効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第二條 海外移住事業團(以下「事業團」という)は、法人とする。

(事務所)

第三條 事業團は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業團は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 事業團の資本金は、八億円と附則第七條第八項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業團に追加して出資することができる。

3 事業團は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出

資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五條 事業團は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六條 事業團でない者は、海外移住事業團という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業團について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八條 事業團に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業團に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九條 理事長は、事業團を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業團の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき、理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十條 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事長は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十一條 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ。

(役員欠格事項)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(役員解任)

第十三條 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八條 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

第十九條 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第二十條 委員は、事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ。

4 第十三條第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。

二 海外移住に關し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。

三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうこと。

四 移住者の渡航に關し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。

八 移住者及びその団体の海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに關してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なうときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

(業務の委託)

第二十二條 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受け

て、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務（第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く。）の一部を委託することができる。

(基本方針)

第二十三條 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)

第二十四條 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(区分経理)

第二十六條 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一條第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

二 第二十一條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

第一類第四号 外務委員會議録第七号 昭和三十八年三月十五日

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八條 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

第十九條 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第二十條 委員は、事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができ。

4 第十三條第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。

二 海外移住に關し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。

三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうこと。

四 移住者の渡航に關し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。

八 移住者及びその団体の海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに關してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なうときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

(業務の委託)

第二十二條 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受け

て、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務（第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く。）の一部を委託することができる。

(基本方針)

第二十三條 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)

第二十四條 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(区分経理)

第二十六條 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一條第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

二 第二十一條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

第一類第四号 外務委員會議録第七号 昭和三十八年三月十五日

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八條 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

第十九條 事業団に、運営審議会を置く。

三 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（事業計画等の認可）

第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないければならない。

（利益及び損失の処理並びに納付金）
第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額

を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第一項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

（借入金及び海外移住債券）
第三十条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法

の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（交付金の交付）

第三十一条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（償還計画）

第三十二条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十三条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十四条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第三十五条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）
第三十六条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督
第三十七条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則
（連絡等）

第三十九条 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

（解散）
第四十条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第四十一条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條、第二十四條第一項、第二十七條、第三十條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十二條、又は第三十四條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第二項、第三十四條又は第三十六條の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第二十八條第一項又は第三十五條の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十三條第一号の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。

一 第二十一條第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三條の規定により基本方針を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第四十二條 第三十八條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七條第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十四條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四條、附則第十六條及び附則第十七條の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二條 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとす。

第三條 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第五條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ)

第六條 昭和二十九年一月五日に設立された財団法人日本海外協会連合会(以下この条において「連合会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団において、その一切の

権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることが出来る。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならぬ。

3 前項の認可があつたときは、連合会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、連合会は、その時において解散するものとする。

4 前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合においては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならぬ。

5 第三項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合における連合会の行なつた移住者に対する渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る事業団の経理については、これを第二十六條第一号に掲げる経理とみなして同条の規定を適用する。

6 第三項の規定により連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ)

第七條 日本海外移住振興株式会社(昭和三十年法律第三十九号)により設立された日本海外移住振興株式会社(以下この条から附則第九條までにおいて「会社」とい

う。)は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三條に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対して、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることが出来る。

2 設立委員は、前項に規定する申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならぬ。

3 第一項に規定する決議があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

4 前項の場合における株式一株の買取価額は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

5 前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。

6 前項の評価委員会に關し必要な事項は、外務省令で定める。第四十一條第一項の規定は、この場合について準用する。

7 第二項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、会社は、その時において解散するものとする。

この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

8 前項に規定する承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時に於いて、

それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。

9 第七項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(会社から承継する債務の保証)

第八條 政府は、附則第七條第七項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第十六條の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

(区分経理)

第九條 附則第七條第七項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に關し必要な事項については、政令で定める。

(非課税)

第十條 附則第六條第三項及び附則第七條第七項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することできない。

(経過規定)

第十一条 この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

第十四条 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「雇用促進事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「日本海外移住振興株式会社」を削る。

(財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正)

第十七条 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭和三十五年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

第一条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

(登録税法の一部改正)

第十八条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を、「海外技術協力事業団法」の下に「海外移住事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ三の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ四 海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)

第二十三条 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

(外務省設置法の一部改正)

第二十四条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 海外移住事業団を監督すること。

理由

海外移住の振興に資するため、海外移住事業団を設立して、国の内外を通じて、移住者の援助、指導等の業務を一貫してこれに行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュージーランド）の締結について承認を求めんるの件

理由

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュージーランド）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュージーランド）の締結について承認を求めんるの件

(以下「一般協定」という。)の締約国政府以下「締約国」という。)は、二

以上の締約国が一般協定に基づいて関税交渉を行ない、かつ、その交渉の結果を一般協定に基づいて実施するための手続について合意したので、

一般協定の締約国である日本国政府及びニュージーランド政府（以下「交渉締約国」という。）は、前記の手続に従って関税交渉を遂げ、その交渉の結果を実施することを希望するので、

次のとおり協定された。

1 この議定書に附属している各交渉締約国の譲許表は、それが2の規定に従って効力を生じた時から、その締約国に関する一般協定の譲許表とみなす。

2 交渉締約国に関する譲許表は、当該交渉締約国がこの議定書に署名した後、一般協定の締約国（以下「締約国」という。）の書記局長（以下「書記局長」という。）が当該交渉締約国からその譲許表に含まれる譲許を適用する意思の通告を受領した日の後三十日目の日又はそのような通告を行なう交渉締約国が指定する一層早い日に効力を生ずるものとし、その譲許表に含まれる譲許は、その譲許表に別段の定めがない限り、その日に効力を生ずる。

3 2の通告を行なつた交渉締約国は、この議定書に附属している譲許表に定める譲許であつて、それについての交渉が2の通告を行なつていない交渉締約国との間で最初に行なわれたと認めるものについては、いつでもその全部又は一

部を停止し、又は撤回することが出来る。ただし、

(a) 前記の譲許の全部又は一部を停止する交渉締結国は、その停止の後三十日以内にその旨を締結国に通知し、かつ、要請があつたときは、当該産品について実質的な利害関係を有する締結国と協議しなければならず、

(b) 前記の譲許の全部又は一部を撤回する交渉締結国は、その撤回の少なくとも三十日前にその旨を締結国に通知し、かつ、要請があつたときは、当該産品について実質的な利害関係を有する締結国と協議しなければならず、また、

(c) 前記の譲許のうち停止され、又は撤回された譲許は、それについて最初に交渉した締結国が行なう2の通告を書記局長が受領した日の後三十日目の日から、適用しなければならぬ。

4 (a) 一般協定第二条1中同協定の日付に言及する場合において、この議定書に附属している締結国の譲許表に定める譲許の対象となつてゐる各産品で千九百六十二年九月十八日に当該締結国に関する一般協定の譲許表の同じ部に定める譲許の対象となつてゐなかつたものについては、その日付をこの議定書の日付と読み替へて、適用する。

(b) 一般協定第二条6(a)中同協定の日付に言及する場合において、この議定書に附属する譲許表については、その日付をこの

議定書の日付と読え替へて、適用する。

5 (a) この議定書は、書記局長に寄託するものとし、交渉締結国により署名その他の方法で受諾されるため、開放される。

(b) 書記局長は、すみやかに、一般協定の各締結国に対し、この議定書の認証本を送付し、また、この議定書への各署名及び2の各通告を通告するものとする。

6 この議定書の日付は、千九百六十三年一月二十八日とする。この議定書の規定は、2及び3の規定に従つて効力を生ずる。

ジュネーヴにおいて、この議定書に附属している譲許表に別段の定めがある場合を除くほかともに正文である英語及びフランス語によつて、本書一通を作成した。

日本国のために

ニュー・ジールランドのために

附属書

第三十八表 日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

関税率表番号	品名	税率
一〇二〇	獣肉(第一〇一〇一から第一〇一〇四号までに掲げる動物の肉で、生鮮又は冷凍のものに限る)	一〇%
一〇二〇	その他のもの	一〇%

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。
(附属書第三十八表以外の表は省略)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とタイとの間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、昭和三十八年三月一日にバンコックで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国政府

タイ駐在日本国特命全權大使 島津久大

タイ政府

タイ外務大臣 タナット・コーマン

これらの全權委員は、互いにその全權委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、所得税及び法人税

(b) タイにおいては、所得税とする他の租税で、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいづれの一方の締結国において課されるものについても、また、適用する。

2 この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいづれの一方の締結国において課されるものについても、また、適用する。

3 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「タイ」とは、タイ王国をいう。

(c) 「二方の締結国」及び「他方の締結国」とは、文脈により、日本国又はタイをいう。

(d) 「日本国の租税」とは、所得税及び法人税並びに第一条2にいう所得又は利得に対するその他の租税で、これらの租税と実質的に同様の性質を有するものをいい、「タイの租税」とは、所得税及び第一条2にいう所得又は利得に対するその他の租税で、これらの租税と実質的に同様の性質を有するものをいう。

(e) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はタイの租税をいう。

(f) 「日本の法人」とは、日本国の法律により設立された会社その他の法人又は日本国の租税に關し、日本国の法律により設立された法人として取り扱われる法人格を有しない団体をいう。

(g) 「タイの法人」とは、タイの法律により設立された会社その他の法人又はタイの租税に關し、タイの法律により設立された法人として取り扱われる法人格を有しない団体をいう。

(h) 「一方の締結国の法人」及び「他方の締結国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はタイの法人をいう。

(i) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者であり、かつ、タイの居住者でない個人及び日本の法人をいい、「タイの居住者」とは、タイの租税に關しタイの居住者であり、かつ、日本国の租税に關し日本国の居住者でない個人及びタイの法人をいう。

(j) 「一方の締結国の居住者」及び「他方の締結国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はタイの居住者をいう。

いい、「タイの租税」とは、所得税及び第一条2にいう所得又は利得に対するその他の租税で、これらの租税と実質的に同様の性質を有するものをいう。

(i) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はタイの租税をいう。

(f) 「日本の法人」とは、日本国の法律により設立された会社その他の法人又は日本国の租税に關し、日本国の法律により設立された法人として取り扱われる法人格を有しない団体をいう。

(g) 「タイの法人」とは、タイの法律により設立された会社その他の法人又はタイの租税に關し、タイの法律により設立された法人として取り扱われる法人格を有しない団体をいう。

(h) 「一方の締結国の法人」及び「他方の締結国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はタイの法人をいう。

(i) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者であり、かつ、タイの居住者でない個人及び日本の法人をいい、「タイの居住者」とは、タイの租税に關しタイの居住者であり、かつ、日本国の租税に關し日本国の居住者でない個人及びタイの法人をいう。

(j) 「一方の締結国の居住者」及び「他方の締結国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はタイの居住者をいう。

(k) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の

の企業又は事業をいい、「タイの企業」とは、タイの居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はタイの企業をいう。

(l) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。

(i) 「事業を行なう一定の場所」とは、管理所、支店、事務所、工場、作業場、倉庫及び鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所を含む。

(ii) 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(aa) 当該他方の締約国において、建設、すえ付け若しくは組立ての工事又はこれらに類する工事を行なう場合

(bb) 当該他方の締約国において、第十条2にいう芸能人の役務を提供する事業を行なう場合

(iii) 一方の締約国の企業が、他方の締約国において、物品又は商品の加工のためではなく、もっぱらそれらの物品若しくは商品の購入若しくは展示のために単なる貯蔵施設を使用し、又はそのために事業を行なう一定の場所を保有することは、恒久的施設を有することとはならない。

(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合にのみ、当該一方の締約国内における当該企業の恒久的施設とされる。

(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業のために又はこれに代わつて契約を締結し及び締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために又はこれに代わつてもっぱら物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(bb) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これから当該企業のために又はこれに代わつて物品又は商品を引き渡すものを、当該一方の締約国内に、常習的に保有する場合

(cc) その者が、当該一方の締約国内で、もっぱら又は主として、当該企業自体のために、又は当該企業及び当該企業により支配され若しくは当該企業に支配的利益を有する他の企業のために常習的に注文を取得する場合

(v) 一方の締約国の企業と他方の締約国内における顧客となる者との間の仲介者としてのみ行動する仲立人、問屋その他純然たる独立の地位を有する

る代理人は、当該他方の締約国内における当該企業の恒久的施設とはされない。

(vi) 一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業を行なう法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

(m) 「産業上又は商業上の利得」には、製造業、商業、農業、漁業、鉱業及び保険業の利得並びに銀行業務及び証券業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料、使用料、資産収益又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(n) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、タイについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

いずれの一方の締約国がこの条の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に関する法令における意義を有するものとする。

2 一方の締約国の企業は、航空機は商業上の利得（船舶又は航空機の運用から生ずる利得を除く。）に對しては、その企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわな

い限り、当該他方の締約国において租税を課さない。一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に對し、その恒久的施設に帰せられる部分についてののみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に對し、その恒久的施設に帰せられる部分についてののみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業が当該企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない物品又は商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五号 1 一方の締約国の企業が航空機の運用により取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。ただし、当該航空機が、もっぱら又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の企業が船舶の運用により取得する利得に對し他方の締約国が課する租税の額は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。ただし、当該船舶が、もっぱら又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

第六号 1 2の規定に従ふことを条件として、一方の締約国の法人が他方の

(a) 一方の締約国の企業が他方の締

第四号

第四号

第四号

締約国の法人であるその親会社に支払う配当に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、二十五パーセントをこえないものとする。

2 一方の締約国の法人で産業的事業に従事するものが他方の締約国の居住者に支払う配当に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、二十五パーセントをこえないものとする。ただし、当該居住者が、配当を支払う法人の親会社である場合には、その租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。

3 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から所得又は所得を得る場合には、当該他方の締約国において、その法人が支払う配当（当該他方の締約国の居住者に支払うものを除く。）に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の所得又は所得の全部又は一部であるといふことを問わず、行なわれない。

4 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内に源泉がある所得として取り扱われる。

5 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、当該他方の締約国は、その配当に対して、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得と同様のものとし

て、自国の税法の規定に従つて租税を課することができる。

6 1及び2において、「親会社」とは、配当が支払われることとなる日の直前少なくとも六箇月の間、その配当を支払う法人の議決権ある全株式の二十五パーセント以上のものを所有する法人をいう。

7 2において「産業的事業」とは、次に掲げる種類のいずれかに該当する事業をいう。

- (a) 製造業、組立業及び加工業
- (b) 建設業、土木業及び造船業
- (c) 電気（水力によるものを含む）、ガス及び水道の供給事業
- (d) 栽培業、農業、林業及び漁業
- (e) その他の事業で、この条の規定の適用上、その事業が存在する締約国の権限のある当局が「産業的事業」とであると認めるもの

第七条

1 一方の締約国の政府（その地方公共団体を含む。）が他方の締約国内の源泉から取得する利子については、当該他方の締約国の租税を免除する。

2 一方の締約国が所有する金融機関が他方の締約国内の源泉から取得する利子については、当該他方の締約国の租税を免除する。

3 一方の締約国の居住者が受ける利子で、他方の締約国の政府（その地方公共団体を含む。）が発行する債券に係るものについては、当該他方の締約国の租税を免除する。

4 第六条7に規定する産業的事業に従事する一方の締約国の企業が

発行する社債又は当該企業に対する貸付金の利子で、他方の締約国の法人である金融機関（保険会社を含む）が受取るものに対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十パーセントをこえないものとする。

5 一方の締約国の政府（その地方公共団体を含む。）又は一方の締約国の企業が支払う利子は、その締約国内に源泉がある所得として取り扱う。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に関して支払う利子を除き、

(a) 一方の締約国の企業で同締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者に対して支払う利子又は

(b) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子

であつて、その恒久的施設に属する資金から直接支払われるもののうち、その恒久的施設の営業又は事業の遂行に当たり、その使用のために負担した債務又はその受け入れた金融業務に係る預金に関するものは、その恒久的施設が存在する国に源泉がある所得として取り扱う。

6 3及び4の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その利子がその恒久的施設に帰せられる場合には、当該他方の締約国は、その利子に対して、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得と同様のものとし

て、自国の税法の規定に従つて租税を課することができる。

7 この条において「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権の利子をいう。

第八条

1 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム及び鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に関して支払われる使用料、賃貸料その他の料金を含まない。

3 使用料は、2にいう財産が使用される締約国内に源泉がある所得として取り扱う。

4 一方の締約国の居住者が2にいう財産を譲渡することにより他方の締約国内の源泉から取得する所得に対して当該他方の締約国が課する租税の税率は、その所得に係る収入金額の十五パーセントをこえないものとする。

5 2にいう財産の譲渡から生ずる所得は、その財産が使用される締約国内に源泉がある所得として取り扱う。

6 1及び4の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する恒久的施設を有

し、かつ、その使用料又は所得がその恒久的施設に帰せられる場合には、当該他方の締約国は、その使用料又は所得に対して、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得と同様のものとして、自国の税法の規定に従つて租税を課することができる。

第九条

1 政府の職務の遂行として提供された役務について、一方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）が支払い、又は当該政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金、退職年金又はこれらに類する報酬で、当該一方の締約国の国民である個人（永住のため他方の締約国に入国することを許可された者を除く）に支払われるものについては、当該他方の締約国の租税を免除する。

2 この条の規定は、前記の政府が利得を得る目的で行なう営業又は事業に関して提供された役務について支払う給料、賃金、退職年金又はこれらに類する報酬には、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者である個人は、他方の締約国内でいづれかの課税年度において行なつた人的役務（自由職業を含む。）の報酬又は利得につき、次のことを条件として当該他方の締約国の租税を免除される。

(a) その個人が当該課税年度を通じて合計百八十日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その役務が当該一方の締約国の居住者のために、又はその者に代わつて行なわれ、かつ、

(c) その報酬又は利得が当該他方の締約国の租税を課される企業の利得を計算するに当たり経費に算入されないこと。

2 この条の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の報酬又は利得には、適用しない。

第十一条

他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該他方の締約国の政府又は当該他方の締約国内の一般に認められた大学、学校その他の教育機関の招聘により、当該他方の締約国内の教育機関において教育又は研究を行なうため、当該他方の締約国を訪れ、二年をこえない期間滞在するものは、その教育又は研究に対する報酬につき、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十二条

1 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、もつぱら、

(a) 当該他方の締約国内の一般に認められた大学若しくは学校の学生として、

(b) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉強若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、又は

(c) 事業修習者として、
当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき、

当該他方の締約国の租税を免除される。

(i) 生計、教育、勉強、研究又は訓練のための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金
当該他方の締約国における人的役務に対する報酬で、課税年度を通じて三十六万円又は二万バーツをこえないもの

第十三条

2 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該一方の締約国の企業若しくは1(b)に掲げる団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、もつぱらこれらの企業又は団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、十二箇月をこえない期間当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その経験の習得に直接関係のある役務に対するその期間中の報酬については、海外から受け取る報酬及び当該他方の締約国内において支払われる報酬の総額が、課税年度を通じて百万円又は五万五千バーツをこえないときは、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十四条

3 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む）との取極に基づき、もつぱら勉強、研究又は訓練のため当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その勉強、研究又は訓練に直接関係のある役務に対する報酬については、海外から受け取る報酬及び当該他

方の締約国内において支払われる報酬の総額が、課税年度を通じて百万円又は五万五千バーツをこえないときは、当該他方の締約国の租税を免除される。

4 1、2及び3の特典は、同時に重複して与えられないものとする。

第十三条

この条約の適用上、

(a) 不動産から生ずる所得（不動産の譲渡によつて生ずる利得又は収益を含む）及び鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所が存在する締約国内に源泉がある所得として取り扱う。

(b) 人的役務（自由職業を含む）に対する報酬又は利得は、それらの報酬又は利得が支払われる役務が行なわれた締約国内に源泉がある所得として取り扱う。

また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該船舶又は航空機がもつぱら又は主として他方の締約国内の隔地間に運用されていない限り、当該一方の締約国において行なわれたものとみなす。

第十四条

1 いずれか一方の締約国において有効である法令は、この条約において反対の規定が設けられている場合を除き、それぞれ締約国において、引き続き所得の課税を規制するものとする。

2 (a) タイ内に源泉がある所得につ

いて、直接に又は源泉徴収により納付されるタイの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、その所得について納付される日本国の租税から控除されるものとする。その所得が、タイの法人の議決権ある全株式の二十五パーセント以上を所有する日本の法人に対してそのタイの法人が支払う配当である場合には、前記の控除は、そのタイの法人がその利得について納付するタイの租税を考慮に入れるものとする。

(b) (a)の控除の適用上、第六条2若しくは第七条3の規定又はタイの千九百六十二年（仏曆二千五百五年）の産業投資奨励法第十九条(a)及び第三十五条の規定に基づき軽減され又は免除されたタイの租税の額は、納付されたものとみなす。もつとも、日本国の租税から控除される際に考慮される千九百六十二年（仏曆二千五百五年）の産業投資奨励法の前記の規定に基づく免除は、この条約の署名の日に有効である同法の規定に基づき与えられる特典の範囲をこえないものとする。

(c) この項の適用上、「日本国の租税」には、住民税を含む。日本国内に源泉があり、かつ、日本国及びタイの両国において租税を課される所得について、日本国の法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて、直接に又は源泉徴収により、タイの居住者によつて納付される日本国の租税の額は、その所得について納付されるタイの租税から、タイの租税が課される全所得に対するその所得の割合をタイの租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。その全所得の決定上、いずれの国において生じた損失も、考慮に入れないものとする。

第十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する異議についての決定に關与する者（裁判所を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上又は職業上の秘密を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十六条

2 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国が与える免除、軽減税率その他の特典がそれを受け得る権利のない者によつて享有されることがないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を当該他方の締約国のために自国の租税と同様に徴収することができる。納税者は、いずれか一方の締約国

の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し不服を申し出ることができる。この申出が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、その二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するように努めるものとする。

第十七条

1 この条約の解釈又は適用に関しては、困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

2 この条約の実施に關する手続その他の細目は、両締約国の政府間又は権限のある当局間で協議により合意することができる。

第十八条

1 この条約の規定は、國際法の一般原則により外交官及び領事官に對してこれまで与えられ又は將來与えられることがある一層広範な免除を享有する權利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められており又は將來認められることがある免除、減額、控除その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

3 いずれの一方の締約国の権限のある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

4 いずれか一方の締約国の税法に實質的な改正が行なわれる場合には、両締約国の権限のある当局は、その改正に伴いこの条約の規定を修正することが適當であるかどうかを検討するため相互に協議することができる。

第十九条

1 一方の締約国の國民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の國民が課されておき、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に課される租税よりも不利に課されることはない。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されているものが課されており、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

4 この条において「一方の締約国の國民」とは、「他方の締約国の國民」とは、文脈により、日本の國籍を有するすべての個人及び日本のすべての法人又はタイの國籍を有するすべての個人及びタイのすべての法人をいう。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の國民に對し、法令により自国の居住者にのみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

第二十条

1 この条約は、日本国及びタイによりそれぞれ国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日に効力を生ずる。

2 この条約は、

(a) 日本国においては、前記の公文の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について、

(b) タイにおいては、前記の公文の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度又は各事業年度の所得について、適用するものとする。

3 いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期

間を経過した後はいつでも、他方の締約国に對して終了の予告を与えることによつて、この条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この条約は、

(a) 日本国においては、その終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について、

(b) タイにおいては、その終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は各事業年度の所得について、

効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十三年三月一日にバンコックで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
島津久大

タイ政府のために
T・コーマン

千九百六十二年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十二年の國際小麦協定の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求める。

理由
千九百六十二年の國際小麦協定

は、千九百五十九年の國際小麦協定に代わるものとして作成された協定であつて、この協定の當事國となることは、千九百五十九年の國際小麦協定の場合と同様に、小麦の安定した供給の確保等の見地から、わが國にとつて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十二年の國際小麦協定
この協定の署名國政府は、
千九百四十九年の國際小麦協定が
千九百五十九年、千九百五十六年及び
千九百五十九年に修正更新された
ことを考慮し、また、
千九百五十九年の國際小麦協定が
千九百六十二年七月三十一日に効力を失ふこと及びさらにある期間のために新たな協定を締結することが望ましいことを考慮して、
次のとおり協定した。

第一部 總則
第一条 目的
この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 公正なかつ安定した價格で、輸入國に小麦及び小麦粉の供給を、輸出國に小麦及び小麦粉の市場を確保すること。

(b) 小麦及び小麦粉の國際貿易の拡大を促進し、輸出國及び輸入國双方の利益のためその貿易のできる限り自由な交流を確保し、かつ、このようにして、經濟が小麦の商業的売渡に依存している國の發展に寄与すること。

(c) 小麦の重圧的な過剩及び危機的

な不足が生産者及び消費者に与える深刻な困難を克服すること。
(d) 一般的に小麦及び小麦粉の使用及び消費を奨励し、特に、発展途上にある国において健康及び栄養を改善し、かつ、このようにしてその国の発展を援助するため、小麦及び小麦粉の使用及び消費を奨励すること。
(e) 小麦の貿易が他の農産物の市場の経済的安定性に關連することを認識し、世界的小麦問題に關して一般的に國際協力を促進すること。

第二条 定義

(1) この協定の適用上、
(a) 「相当價格諮問委員会」とは、第三十一条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
(b) 「義務残量」とは、輸出国が第五条の規定に基づいて最高價格をこえない價格で買入れに供しなければならぬ小麦の数量、すなわち、当該時点において輸入国に対する当該輸出国の基準数量から当該收穫年度における当該輸出国からの輸入国の實際の商業的買入れを差し引いた数量をいう。
(c) 「權利残量」とは、輸入国が第五条の規定に基づいて最高價格をこえない價格で買入れることができない小麦の数量、すなわち、当該時点において一（又は文脈により二以上）の關係輸出国に対する当該輸入国の基準数量から当該收穫年度における当該關係輸出国からの当該輸入国の實際の商業的買入れを差し

引いた数量をいう。
(d) 「ブッシェル」とは、常衡六十ポンド又は二十七・二一五五、キログラムをいう。
(e) 「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険のために要する費用をいう。
(f) 「証明済み種子小麦」とは、原産国の慣行に従つて公的に証明され、かつ、当該原産国で認められた種子小麦の規格に適合する小麦をいう。
(g) 「c.i.f.」というときは、價格について、それが運賃込みであることを示すものとする。
(h) 「理事会」とは、千九百四十九年の國際小麦協定に基づいて設立され、かつ、第二十五条の規定に基づいて存続する國際小麦理事會をいう。
(i) 「收穫年度」とは、八月一日から七月三十一日までの期間をいう。
(j) 「基準数量」とは、次のものをいう。
(i) 輸出国については、第十五条に規定する年度における当該輸出国からの輸入国の商業的買入れの年平均
(ii) 輸入国については、第十五条に規定する年度における輸出（又は文脈により特定の輸出国）からの当該輸入国の商業的買入れの年平均
(k) 「執行委員会」とは、第三十条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
(l) 「輸出国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。

(i) 附表Bに掲げる国の政府で、この協定を受諾し又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの
(ii) 附表Bに掲げる国自体並びにこの協定に基づくその国の政府の權利及び義務が及ぶ領域
(m) 「c.o.b.」というときは、標準品質であることを示すものとする。
(n) 「f.o.b.」というときは、外洋航行船舶又は近海航行船舶の本船渡しであることを示すものとし、ライン河岸の港で引き渡されるフランス小麦については、河川航行船舶の本船渡しであることを示すものとする。
(o) 「輸入国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。
(i) 附表Cに掲げる国の政府でこの協定を受諾し又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの
(ii) 附表Cに掲げる国自体並びにこの協定に基づくその国の政府の權利及び義務が及ぶ領域
(p) 「販売費」とは、販売、備船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。
(q) 「最高價格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最高價格（又は文脈によりそれらの最高價格の一）をいう。
(r) 「最高價格宣言」とは、第十三条の規定に従つて行なわれる宣言をいう。

(s) 「メートル・トン」又は千キログラムとは、三十六・七四三七ブッシェルをいう。
(t) 「最低價格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最低價格（又は文脈によりそれらの最低價格の一）をいう。
(u) 「價格帯」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最低價格と最高價格との間の價格（最低價格を含み、最高價格を含まない）をいう。
(v) 「買入れ」とは、輸出国若しくは輸出国以外の国からそれぞれ輸出された小麦若しくは輸出される小麦の輸入のための買入れ（又は文脈により、このようにして買入れられた小麦の数量）をいう。この協定において買入れというときは、關係政府間で行なわれる買入れのみではなく、民間貿易業者間で行なわれる買入れ及び民間貿易業者と關係政府との間で行なわれる買入れをもさすものとする。この定義において、「政府」には、この協定を受諾し又はこれに加入する政府の權利及び義務が第三十七條の規定に基づいて及ぶ領域の政府を含む。
(w) 輸出国又は輸入国に關して、「領域」には、この協定に基づくその国の政府の權利及び義務が第三十七條の規定に基づいて及ぶ領域を含む。
(x) 「小麦」とは、小麦粒（種類、銘柄、等級又は品質のいかんを

問わない。）及び、第六条以外においては、小麦粉をいう。
(2) 小麦粉の買入れの小麦相当量へのすべての換算は、買手と売手との間の契約に明示する換算率によつて行なう。換算率が明示されていない場合には、小麦粉と小麦粒との重量換算率は、理事会が別段の決定をしない限り、計算上七十二対百とする。
第三条 商業的買入れ及び特殊取引
(1) この協定の適用上、商業的買入れとは、第二条に定義する買入れで、國際貿易における通常の商業的慣行に適合するものをいう。ただし、商業的買入れには、(2)に規定する取引を含まない。
(2) この協定の適用上、特殊取引とは、價格帯内のものであるとないことを問わず、關係政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊取引を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものをを含む。
(a) 信用供与に基づく売渡しであつて、その信用供与における利率、支払期間その他これに關連する条件が、政府の関与により、世界市場における通常の商業的利率、期間又は条件と合致しなくなつたもの。
(b) 輸出国政府から小麦の買入れのために与えられた借款に基づいて小麦の買入れの資金が供与される売渡し
(c) 輸出国内で使用する通貨又は貨物に交換できない輸入国の通貨による売渡し
(d) 特別の支払取極（貨物の交換

によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定を含む)を含む貿易協定に基づく売渡し。ただし、関係輸出国及び関係輸入国が当該売渡しを商業的のものとなすことに同意する場合を除く。

(e) 求償取引であつて、

(i) 政府の関与によつて行なわれ、世界相場以外の価格で小麦を交換するもの、又は、

(ii) 政府の買入計画に基づく補助を含むもの。ただし、小麦の買入が原求償契約中に最終仕向国を明記していない求償取引に基づくものである場合を除く。

(f) 小麦の贈与又は輸出国が小麦の買入のために供与した資金による小麦の買入れ

(g) 関係国政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与されたその他の種類の取引で理事会が定めるもの

(3) 取引が(1)に定義する商業的買入れであるか又は(2)に定義する特殊取引であるかの問題で事務局長又は輸出国若しくは輸入国が提起するものについては、理事会が決定する。

第二部 権利及び義務

第四条 価格帯内での買入れ

(1) 各輸入国は、各収穫年度における自国の商業的買入れの総量に対する率が附表Aに定める自国の百分率以上となる数量の小麦を、その収穫年度中に、価格帯内の価格で輸出国から買入れること及び

輸出国からの追加の商業的買入れもまた価格帯内の価格で行なうことを約束する。ただし、いずれかの輸出国について最高価格宣言が有効である期間中は、第五条の規定を適用する。

(2) 輸出国は、相互に連携して、いずれの収穫年度中においても、価格帯内の価格で、輸入国の商業的買入れの要求数量を満たすに十分な数量の小麦を輸入国の買入れに供することを約束する。ただし、輸出国について最高価格宣言が有効である期間中は、当該輸出国について第五条の規定を適用する。

(3) この協定の適用上、第五条に定める場合を除くほか、一の輸入国が他の輸入国から買入れた小麦で当該収穫年度中に輸出国を原産国としたものは、当該一の輸入国が当該輸出国から買入れたものとみなす。第十九条の規定に従うことを条件として、この(3)の規定は、小麦粉が関係輸出国を原産国としたものである場合に限り、小麦粉についても適用する。

第五条 最高価格による買入れ

(1) 理事会がいずれかの輸出国について最高価格宣言を行なつた場合には、当該輸出国は、最高価格をこえない価格で輸入国の買入れに供しなければならない。ただし、この義務は、いずれの輸入国についても、輸出国の総体に対する当該輸入国の権利残量を限度とする。

(2) 理事会がすべての輸出国につい

て最高価格宣言を行なつた場合には、各輸入国は、同宣言の有効期間中次のことを行なうことができる。

(a) 最高価格をこえない価格で、輸出国から、輸出国の総体に対する自国の権利残量を買入れれること。

(b) 第四条(1)の規定にかかわらず、いかなる供給源からの小麦をも買入れること。

(3) 理事会が、すべての輸出国についてではなく、一又は二以上の輸出国について最高価格宣言を行なつた場合には、各輸入国は、同宣言の有効期間中次のことを行なうことができる。

(a) 当該一又は二以上の輸出国から(1)の規定に基づく買入れを行なうこと及び価格帯内の価格で、他の輸出国から、自国の商業的要求残量を買入れれること。

(b) 同宣言の効力発生の日における当該一又は二以上の輸出国に対する自国の権利残量の限度まで、第四条(1)の規定にかかわらず、いかなる供給源からの小麦をも買入れること。ただし、当該残量が輸出国の総体に対する自国の権利残量をこえないことを条件とする。

(4) いずれかの輸入国が輸出国の総体に対する自国の権利残量をこえて一の輸出国から買入れを行なう場合には、その権利残量をこえた買入れは、この条の規定に基づく当該一の輸出国の義務を減少させない。第四条(3)の規定は、買入れ

が輸出国の総体に対する輸入国の権利残量をこえない限り、この条に定める場合についても適用する。

(5) (2)及び(3)の規定を留保して、いずれかの輸入国が第四条(1)の規定に基づいて要求される百分率の買入れを履行したかどうかを決定するにあたり、当該輸入国が最高価格宣言の有効期間中に行なつた買入れは、

(a) それらがいずれかの輸出国(宣言が行なわれた輸出国を含む)からの買入れである場合には、考慮に入れ、

(b) それらが輸出国以外の国からの買入れである場合には、すべて無視する。

第六条 小麦の価格

(1) (a) この協定の有効期間中の最低基準価格及び最高基準価格は、ばら積みマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの一ブッシェルにつき、千九百四十九年三月一日に国際通貨基金の運用上定められたカナダ・ドルの平価により、カナダ通貨で、次のとおりとする。

最低基準価格 一・六二五ドル
最高基準価格 二・〇二五ドル

最低基準価格及び最高基準価格並びに以下に定めるその相当価格には、買手と売手との間で取りきめる保管費及び販売費を含む。

(b) デュラム小麦及び証明済み種

子小麦については、最高価格に關する規定を適用しない。

(c) 買手と売手との間で取りきめる保管費は、当該小麦を売り渡す契約に明示された所定の日より後の部分のみ買手の勘定に加算される。

(2) (a) ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でヴァンクーヴァー倉庫渡しのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格とする。

(b) ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でマニトバ州チャール港(Chary)のもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格とする。その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した価格に相当する価格とする。

(c) ばら積みのアルゼンティン小麦で海岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格を基礎として、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつて、通常の為替換算率によりアルゼンティンの

通貨の単位で表示した価格とする。

(d) ばら積みのオーストラリア小麦で海岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高価格を基礎として、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格とする。

(e) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのフランス小麦でフランスの港におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(f) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのイタリア小麦でイタリアの港におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

の(1)の最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(g) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのメキシコ小麦でメキシコのメキシコ湾岸の港におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(h) 見本又は説明書により取引されるばら積みのメキシコ小麦でメキシコの太平洋沿岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

ト・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格とする。

(i) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのスペイン小麦でスペインの港におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(j) 見本又は説明書により取引されるばら積みのスウェーデン小麦でストックホルムのグーテンブルグとの間のスウェーデンの港（前記の二港を含む）におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(k) ばら積みのハード・ウィーンター一号小麦でアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(l) ばら積みのソフト・ホワイト一号小麦又はハード・ウィーンター一号小麦でアメリカ合衆国

の太平洋沿岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、通常の為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格とする。

(m) ばら積みのソワイエト・サウス・ウィーンター一号小麦で黒海岸若しくはバルト海岸の港におけるものの、の(1)に定める最高相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最高相対価格による仕向国、の(1)に定める最高相対価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(n) から(0)までに掲げるものの最低相対価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、の(1)に定める最低相対価格によるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、の(1)に定める最高相対価格によつて計算した上、関係輸出国と

関係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相当するそれぞれヴァンクーヴァー、チャーチル港、アルゼンティン、オーストラリア、メキシコの港、アメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港、アメリカ合衆国の太平洋岸の港並びにソヴィエト社会主義共和国連邦の黒海岸及びバルト海岸の港におけるf.o.b. 価格とする。

(a) ばら積みマニトバ・ノーザン一号小麦でヴァンクーヴァーf.o.b. のもの

(b) ばら積みマニトバ・ノーザン一号小麦でマニトバ州チャーチル港f.o.b. のもの

(c) ばら積みアルゼンティン小麦でアルゼンティンf.o.b. のもの

(d) ばら積みハド・ウイント一号小麦又はハード・ウイント一号小麦でアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港におけるf.o.b. のもの

(e) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みメキシコ小麦でメキシコの港におけるf.o.b. のもの又はメキシコの国境におけるもの(該当するいづれかのもの)

(f) ばら積みハード・ウイント一号小麦又はハード・ウイント一号小麦でアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港におけるf.o.b. のもの

(g) ばら積みソフト・ホワイター一号小麦又はハード・ウイント一号小麦でアメリカ合衆国の太平洋岸の港におけるf.o.b. のもの

(h) ばら積みソヴィエト・サウス・ウイント一号小麦で黒海岸若しくはバルト海岸の港におけるf.o.b. のもの又はソヴィエト社会主義共和国連邦の国境におけるもの(該当するいづれかのもの)

(i) ばら積みヘヴィ・ダーク・ノーザン・スプリング小麦でドゥルース又はスベリオル倉庫渡しのもの最低相対価格は、ばら積みマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最低価格を基礎として、通常の為替換算率によつて計算した上、関係輸入国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格とする。

(j) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みフランス小麦でフランスの港におけるf.o.b. のもの又はフランスの国境におけるもの(該当するいづれかのもの)

(k) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みイタリア小麦でイタリアの港におけるf.o.b. のもの又はイタリアの国境におけるもの(該当するいづれかのもの)

(l) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(m) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(n) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(o) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(p) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(q) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(r) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(s) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

(t) 見本又は説明書により取引されるばら積みスウェーデン小麦でストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)におけるf.o.b. のもの

あたつては、この協定の実施を害するようないかなる行動をとることをも避けるものとする。

(3) 附表Bに掲げる国で小麦の買入を希望するものは、価格帯内の価格で輸出国から自国の要求数量を買入れるように、また、その要求数量を満たすにあたつてはこの協定の実施を害するようないかなる行動をとることをも避けるように、できる限り努力するものとする。

第三部 調整

第九条 不作の場合の調整
(1) 輸出国は、この協定に基づく自国の義務の特定の収穫年度における履行が不作のために妨げられるおそれがあると認める場合には、そのことをできる限りすみやかに理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部の免除を理事会に申請しなければならぬ。この(1)の規定に従つて理事会に対して行なつた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国の供給事情及び輸出はこの協定に基づく自国の義務を履行するため小麦を可能な最大限度まで買入に供すべきであるという原則を当該輸出国がどの程度に遵守したかを審査する。

(3) 理事会は、また、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国が(2)に規定する原則を遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、当該輸出国の申立て

に正当な理由があると認める場合には、当該輸出国がどの程度に及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該輸出国に対してその決定を通報する。

(5) 理事会は、輸出国が当該収穫年度における第五条の規定に基づくその国の義務の全部又は一部を免除される旨を決定した場合に、他の各輸出国が同意する限度まで、基準数量によつて表わされる当該他の各輸出国の義務数量を増加する。この増加分の数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しないときは、理事会は、各輸入国が同意する限度内で、必要な数量を、基準数量によつて表わされる当該各輸入国の権利数量から削減する。

(6) (5)に規定する増加分と削減分とを合計した数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しない場合には、理事会は、(5)の規定に基づく削減を考慮した上、基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量を比例的に低減させる。

(7) 基準数量によつて表わされる輸出国の義務数量が(4)の規定に基づいて低減した場合には、その削減分の数量は、以後の収穫年度における当該輸出国及び他のすべての輸出国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に当該輸出国から買入れられたものとみなす。理事会は、当該事情に照らし、この項の規定の実施の結果として行なう以後の収穫年度における輸入国の基準数量の決定上ならぬかの調整を

行なうべきかどうかについて、及び、調整を行なう場合には、いかなる方法でこれを行なうべきかについて決定する。

(8) 基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量が、(4)の規定に基づいて輸出国に与えられた免除に對して、(5)又は(6)の規定に基づいて低減した場合には、その削減分の数量は、以後の収穫年度における同輸入国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に同輸出国から買入れられたものとみなす。

第十条 国際収支又は通貨準備を擁護する必要がある場合の調整

(1) 輸入国は、この協定に基づく自国の義務の特定の収穫年度における履行が自国の国際収支又は通貨準備を擁護する必要がある場合には、そのことをできる限りすみやかに理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部の免除を理事会に申請するに從つて理事会に対して行なつた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、申請が(1)の規定に基づいて行なわれた場合には、問題が国際通貨基金の加盟国に関するものである限り、(1)に規定する必要の有無及びその程度について同基金の意見を求め、かつ、関連があると認めるすべての事実とともに、この意見を考慮に入れるものとする。

(3) 理事会は、この条の規定に基づ

く免除の申請を処理するにあたり、輸入国はこの協定に基づくその義務を履行するため可能な最大限度まで買入を行なうべきであるという原則を当該輸入国が遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、関係輸入国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該関係輸入国がどの程度に、及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該関係輸入国に対してその決定を通報する。

第十一条 緊急の必要の場合の調整及び追加買入れ

(1) 輸入国は、その領域内において緊急の必要が生じており又は生ずるおそれがある場合には、理事会に對し、小麦の供給を受けることができる。理事会は、この緊急の必要によつて生じた非常事態を收拾するため、至急にその要請を検討するものとし、かつ、輸出国及び輸入国に對し、これらの国が執るべき措置に関する適当な勧告を行なう。

(2) 理事会は、(1)の規定に基づく輸入国の要請についていかなる勧告を行なうべきかを決定するにあたり、事情に応じて適当と認めるところに従い、輸出国からの同輸入国の実際の商業的買入れ又は第四条の規定に基づく同輸入国の義務の限度を考慮する。

(3) 輸出国又は輸入国が(1)の規定に

基づく勧告に従つて執つたいかなる措置も、以後の収穫年度におけるいづれの輸出国又は輸入国の基準数量にも影響を及ぼすものではない。

第十二条 その他の調整

(1) 一収穫年度について、輸出国は、その義務残量の一部を他の輸出国に譲渡することができ、輸入国は、その権利残量の一部を他の輸入国に譲渡することができる。ただし、輸出国が投じた票の過半数及び輸入国が投じた票の過半数による議決によつて理事会の承認を受けることを条件とする。

(2) 輸入国は、理事会にあてた書面による通告により、いつでも第四条(1)に規定する約束の百分率を増加することができる。その増加は、前記の通告の受領の日から効力を生ずる。

(3) 輸入国は、第四条(1)及び附表Aに定める自国の約束の百分率に関する自国の利益が、附表Bに掲げる国で同表に定める票数の五パーセント以上を有するもののこの協定への不参加又はこの協定からの脱退によつて、著しく害されると認める場合には、理事会にあてた書面による通告によつて、自国の約束の百分率の削減を申請することができる。その場合には、理事会は、当該不参加の国又は当該脱退した国からの当該輸入国の商業的年間買入れで、第十五条に規定する年度を通じて最大のものが、附表Bに掲げる国の総体に対する当該輸入国の基準数量中に占める割合だけ当該輸入国の約束の百分率

を低減させ、この低減した百分率からさらに二・五パーセントを削減する。

(4) 第三十五条(4)の規定に基づいて加入する国の基準数量は、必要となるときは、一又は二以上の輸出国又は輸入国の基準数量の増減によつて適当に調整する。この調整は、これによつて自国の基準数量に変更を受ける輸出国又は輸入国の同意を得ることを条件として承認される。

第四部 権利及び義務の運用

第十三条 最高価格宣言

(1) 輸出国は、自国のいずれかの小麦(デュラム小麦及び証明済み種子小麦を除く)を最高価格以上の価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会に対してその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、(4)及び第十六条(4)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定において最高価格宣言と称する宣言を行なう。事務局長は、最高価格宣言を行なつた後できる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

(2) 輸出国は、最高価格以上の価格で提供していた自国のすべての小麦(デュラム小麦及び証明済み種子小麦を除く)を再び最高価格未満の価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会に対してその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、同通告に基づいて新たな宣言を行なうこと

により、当該国についての最高価格宣言を失効させる。事務局長は、新たな宣言を行なつた後できる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

(3) 理事会は、その手続規則中に、(1)及び(2)の規定を実施するための規則(この条の規定に基づいて行なわれる宣言の効力発生の日を定める規則を含む)を定める。

(4) 事務局長は、輸出国が(1)若しくは(2)の規定に基づく通告を行なわなかつたと認めるとき、又は輸出国が誤つた通告を行なつたと認めるときは、(誤つた通告を行なつたと認めるのと)において、(1)又は(2)の規定の適用を妨げることなく、相当価格諮問委員会の会合を招集する。事務局長は、輸出国が(1)の規定に基づく通告を行なつた場合においてその通告に記載された事実が最高価格宣言を行なうことを正当化するに足りるものでないことを認めるときは、前記の宣言を行なうことなく諮問委員会にその問題を付託する。同委員会が、この(4)の規定に基づいて又は第三十一条の規定に従つて、(1)又は(2)の規定に基づく宣言を行なうべきであるか否かについて、又はその宣言が誤つていないことについて助言するときは、理事会に代わつて行動する執行委員会は、その助言に基づいて宣言を行なうか若しくは行なわないか又はすでに行なつた宣言を取り消すかのいずれか適当な措置を執ることができ。事務局長は、できる限りすみやかに

に、すべての輸出国及び輸入国に対して、宣言又は宣言の取消しを通報する。

(5) この条の規定に基づいて行なわれる宣言には、その宣言が関連する一又は二以上の収穫年度を特定するものとし、この協定は、それに従つて適用される。

(6) 輸出国又は輸入国は、この条の規定に基づく宣言を行なうべきであると認める場合又はそのような宣言を行なうべきでなかつたと認める場合には、理事会にその問題を付託することができ。理事会は、関係国の申立てに正当な理由があると認めるときは、宣言を行ない、又はすでに行なつた宣言を取り消す。

(7) (1)、(2)又は(4)の規定に基づいて行なわれた宣言でこの条の規定に従つて取り消されるものは、その取消しの日まで完全に効力を有するものとし、その取消しは、それに先立つて宣言に基づいて執られたいかなる措置の効力にも影響を及ぼすものではない。

第十四条 最低価格に達した場合又は達しようとする場合の措置

(1) いずれかの輸出国若しくは輸入国が最低価格以下の価格で小麦を輸出国若しくは輸入国の買入れに供する場合又はそのような事態の生ずるおそれがある場合には、事務局長は、相当価格諮問委員会に対してその問題を通報し、同委員会の助言に従つて関係国と連絡し

た後、執行委員会にその事態を報告する。

(2) 執行委員会は、相当価格諮問委員会が(1)又は第三十一条の規定に基づいて与える助言に照らして問題を研究した後、関係国がこの協定に基づく最低価格に関する義務を履行していないおそれがあると認めるときは、関係国に対してその旨を通告するものとし、また、その問題に関する説明を、同委員会によるその後の検討に付するため、提供しよう関係国に対して要求することができ。執行委員会は、関係国による説明を考慮した上で同国が最低価格に関する義務を履行していないと認めるときは、理事会議長に対してその旨を通報する。

(3) 理事会議長は、執行委員会から(1)の通報を受領したときは、その問題を検討するため、できる限りすみやかに理事会の会期を招集する。理事会は、輸出国及び輸入国に對し、その事態に対処するため必要と認める勧告を行なうことができる。

(4) 相当価格諮問委員会が、第三十一条の規定に基づいて市況を絶えず検討している間に、いずれかの小麦の著しい価格低落のため、最低価格に関するこの協定の目的を害するに至るべき事態が生じており又は直ちに生ずるおそれがあることを認める場合は事務局長が、自発的に若しくはいずれかの輸出国若しくは輸入国の要請に基づいて、このような事態について同委員会の注意を喚起した場合には、

同委員会は、直ちに執行委員会に對して当該事実を通報する。相当価格諮問委員会は、執行委員会に對してその旨を通報するにあたり、いずれかの小麦市場において最低価格を下まわる程の著しい価格低落をもたらした又はもたらすおそれがある事情を特に考慮する。執行委員会は、適当と認めるときは、理事会議長に對して事態を通報し、議長は、その問題を検討するために理事会の会期を招集することができ。理事会は、輸出国及び輸入国に對し、その事態に対処するために必要と認める勧告を行なうことができる。

(5) 相当価格諮問委員会は、(2)及び(4)の規定に基づいて執行委員会に對して助言を行ない又は通報するにあたり、これらの助言及び通報の中に、品質差に基づく補正の決定に関するいずれかの措置であつて事態に対処するために執られるべきであると認められるものについての助言を含める。

第十五条 基準数量の決定

(1) 第二条に定義する基準数量は、各収穫年度につき、直前の五収穫年度のうち最初の四収穫年度における商業的買入れの年平均を基礎として決定する。

(2) 理事会は、各収穫年度の開始前に、当該各収穫年度につき、輸入国の総体に対する各輸出国の基準数量並びに輸出国の総体及び各輸出国に対する各輸入国の基準数量を決定する。

(3) (2)の規定に基づいて決定した基準数量は、この協定の締約国の地

位に変更があつたときはいつでも、第三十五条の規定に基づいて理事会によつて定められる加入の条件を適宜考慮して再決定される。

第十六条 記録

(1) 理事会は、この協定の実施のため、各収獲年度につき、すべての供給源からの輸入国のすべての商業的買入れ及び輸出からの輸入国のすべての商業的買入れを記録する。

(2) 理事会は、また、輸入国の総体に対する各輸出国の義務残量並びに輸出国の総体及び各輸出国に対する各輸入国の権利残量に関する明細が一収獲年度を通じていつでも明らかであるように、記録を行なう。前記の残量に関する明細書は、理事会が定めるところにより定期にすべての輸出国及び輸入国に配布される。

(3) (2)及び第四条(1)の規定の適用上、輸出国からの輸入国の商業的買入れで理事会の記録に記入されるものは、また、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務又はこの協定の他の条項に基づいて調整された義務に対比して記入される。ただし、その積込期間が当該収獲年度内にあること及び次のことを条件とする。

(a) 輸入国の場合には、その買入れが最低価格以上の価格で行なわれること。
(b) 輸出国の場合には、その買入れが価格帯内(第五条の規定の適用上最高価格を含む)で行なわれること。

理事会の記録に記入される小麦の商業的買入れも、また、同一条件で輸出国及び輸入国の義務に対比して記入される。ただし、この小麦の価格は、第七条の規定に従つて小麦の価格に即していることを条件とする。

(4) 最高価格をこえる価格による買入れは、輸入国及び小麦を買入れに供する国が合意する場合に、第四条、第五条又は第八条(2)の規定の違反にはならないものとし、かつ、関係国の義務に対比して記入される。最高価格宣言は、輸出国からのこの買入れについては行なわれないものとし、また、この買入れは、第四条の規定に基づく他の輸入国に対する関係輸出国の義務になんらの影響を及ぼさない。

(5) デュラム小麦及び証明済み種子小麦の場合には、理事会の記録に記入された買入れは、また、その価格が最高価格をこえているといないとを問わず同一条件で、輸出国及び輸入国の義務に対比して記入される。

(6) (3)に定める条件が満たされることを条件として、理事会は、次の場合に、買入れをその収獲年度について記録することを認めることができる。

(a) この積込期間が当該収獲年度の開始前又は終了後一カ月以内で理事会が決定する適当な期間内にあり、かつ、
(b) 関係輸出国及び関係輸入国がその旨を合意する場合
フオート・ウィリアム又はボー

ト・アーサーとカナダの大西洋岸の港との間の航路が閉鎖されている期間中に行なわれる次に掲げる小麦の買入れは、第六条(4)の規定にかかわらず、この条の規定に従つて関係輸出国及び関係輸入国の義務に対比して理事会の記録に記入することができる。ただし、買手及び売手がその買入れについて生ずる超過分の輸送費の増加分の支払について合意することを条件とする。

(a) フオート・ウィリアム又はボー・ト・アーサーからカナダの大西洋岸の港まで鉄道のみによつて輸送されるカナダ小麦
(b) 買手及び売手にとつて不可抗力の事情がなければアメリカ合衆国の大西洋岸の港まで湖及び鉄道によつて輸送することができたアメリカ合衆国小麦で、このように輸送することができな

いたためアメリカ合衆国の大西洋岸の港まで鉄道のみによつて輸送されるもの
(8) 理事会は、すべての商業的買入れ及び特殊取引の報告及び記録に関する手続規則を制定する。この規則には、それらの買入れ及び取引を報告する回数及び方法を定め、かつ、これに関する輸出国及び輸入国の義務を定める。理事会は、また、自己が保存する記録又は明細書の修正に関する規定(それに関連して生ずる紛争の解決に関する規定を含む)を定める。

(9) 各輸出国及び各輸入国は、自国の義務の履行につき、理事会がその国の義務の範囲その他の関係要素を基礎としてその国について定める一定の許容限度を認められることがある。
(10) できる限り完全な記録を保存するため及び第二十三条の規定の実施のため、理事会は、また、輸出国又は輸入国が行なつたすべての特殊取引を、各収獲年度ごとに、別個に記録する。

第十七条 小麦の要求数量及び輸出可能数量の見積り
(1) 各輸入国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該収獲年度における輸出国からの小麦についての自国の商業的要求数量の見積りを通告する。輸入国は、その後、理事会に対し、この見積りについて行なうことを希望するすべての変更を通告することができる。

(2) 各輸出国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該収獲年度における自国の小麦の輸出可能数量の見積りを通告する。輸出国は、その後、理事会に対し、この見積りについて行なうことを希望するすべての変更を通告することができる。

(3) 理事会に対して通告されたすべての見積りは、この協定の運用のために使用するものとし、また、理事会の定める条件に従つて、もつぱら輸出国及び輸入国の利用に供することができる。この条の規定に従つて提出されたすべての見

積りは、なんらの拘束力を有しない。
(4) 輸出国及び輸入国は、この協定に基づく自国の義務を履行するため、任意に民間貿易又はその他の方法によることができる。この協定のいかなる規定も、民間貿易業者に對し、その者が従うべき他の法令の適用を免除するものと解釈してはならない。

(5) 理事会は、その裁量により、一収獲年度における輸出国の基準数量の十パーセント以上に相当する小麦の数量が当該一収獲年度の一月三十一日より後にこの協定に基づいて輸入国の買入れに供されることを確保するために輸出国及び輸入国が協力することを要求することができる。

第十八条 協議

(1) 輸出国は、最高価格宣言が行なわれた場合における自国の義務数量の限度を算定するため、いずれの輸入国が有する権利をも害することなく、第四条及び第五条の規定に基づく一の輸入国の権利が当該収獲年度においていかなる限度まで行使されるかについて、当該一の輸入国と協議することができる。

(2) 輸出国又は輸入国は、第四条の規定に基づいて小麦を売り渡し、又は買入れることが困難であると認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合に、理事会は、その問題について満足すべき解決をうるため、関係輸出国又は関係輸入国と協議するものとし、また、適当と認め

る勧告を行なうことができる。

- (3) 輸入国は、最高価格宣言の有効期間中に最高価格をこえない価格で当該収獲年度における自国の権利残量に相当する数量の小麦を入手することが困難となつたときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合に、理事会は、その事情を調査し、かつ、輸出国の義務を履行する方法について輸出国と協議する。

第十九条 第四条及び第五条の義務の履行

- (1) 理事会は、各収獲年度の終了後できる限りすみやかに、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務の当該収獲年度における履行の実績について検討する。

- (2) 第十六条(9)の規定に基づいて理事会が定める許容限度は、(1)の検討にあつて適用される。

- (3) 理事会は、輸入国の義務の当該収獲年度における履行の実績を検討するにあたり、当該輸入国の申請に基づき、当該輸入国が他の輸入国から買い入れた小麦粉の小麦相当量を考慮に入れることができる。ただし、その小麦粉の全部がこの協定の範囲内において輸出国から買い入れられた小麦から製粉されたものであることが、理事会に対して、十分に立証されることを条件とする。

- (4) 理事会は、輸入国の義務の当該収獲年度における履行の実績を検討するにあたり、

- (a) 輸出国以外の国からの小麦の例外的輸入は、その小麦が飼料

としてのみ使用されたものであるり又は使用されるものであること及びその輸入が当該輸入国により輸出国から通常買い入れられる数量を減じて行なわれたものでないことが、理事会に対して十分に立証される場合には、これを無視する。この(9)の規定に基づく決定は、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で行なう。

(b) 理事会が容認しうる方法で飼料用として変性された小麦の輸出国以外の国からの輸入を無視する。

- (5) 理事会は、また、一の輸入国の義務の当該収獲年度における履行の実績を検討するにあたり、伝統的にデュラム小麦を輸出している他の輸入国から当該一の輸入国が行なつたデュラム小麦の買入れを無視することができる。

第二十条 第四条又は第五条の義務の不履行

- (1) 理事会は、第十九条の規定に従つて行なつた検討に基づいていづれかの国が第四条又は第五条の規定に基づくその義務を履行していないと認める場合には、執るべき措置を決定する。

- (2) 理事会は、この条の規定に基づく決定を行なうに先立つて、関係輸出国又は関係輸入国に対し、関係があるこれらの国が認める事実を申し立てる機会を与える。

- (3) 理事会は、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で輸出国又は輸入国が第四条又

は第五条の規定に基づく義務を履行していないと認定したときは、同様の議決で、理事会が決定する期間中当該国からその投票権を奪い、その不履行の程度に應ずると理事会が認める程度に当該国の他の権利を減少させ、又はこの協定から当該国を除名することができ

(4) 理事会がこの条の規定に基づいて執つた措置は、分担金に関する理事会に対する関係国の義務をなら減少させるものではない。ただし、当該関係国がこの協定から除名された場合は、この限りでない。

第二十一条 利益の著しい侵害の場合の措置

- (1) いずれの輸出国又は輸入国も、この協定の締約国としての自国の利益が、一又は二以上の輸出国又は輸入国の行動であつてこの協定の実施に影響を及ぼすものによつて著しく害されたと認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合に、理事会は、その問題を解決するため、直ちに関係国と協議する。

- (2) 問題が(1)の協議によつて解決されない場合には、理事会は、至急に調査及び報告をさせるため執行委員会又は相当価格諮問委員会にその問題を付託することができ

る。理事会は、その報告を受領したときは、その問題をさらに検討するものとし、また、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数

による議決で関係国に対して勧告を行なうことができる。

- (3) 関係国は、(2)の規定に基づく措置が執られ又は執られなかつた後において、問題の取扱いが満足すべきものであつたと認めないときは、理事会に対して義務の免除を申請することができる。理事会は、適当と認めるときは、当該収獲年度におけるその国の義務の一部を免除することができ、義務の免除を認める旨の決定には、輸出国の票の三分の二及び輸入国の票の三分の二による議決を必要とする。

- (4) 関係国は、(3)の規定に基づく免除を理事会によつて与えられず、かつ、この協定の締約国としての自国の利益が著しく害されたと引き続き認めるときは、アメリカ合衆国政府に対して書面による通知を行なうことにより、当該収獲年度末においてこの協定から脱退することができ、関係国は、問題が一収獲年度において理事会に提出され、かつ、免除の申請に関する理事会の検討が次の収獲年度に完了したときは、同様の通知を行なうことにより、検討の完了から三十日以内に脱退することができ

第二十二条 紛争及び苦情

- (1) この協定の解釈又は適用に関する紛争(第十九条又は第二十条の規定に基づく紛争を除く)で交渉によつて解決されないものは、いづれかの紛争当事国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

- (2) (1)の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の国又はその票数の合計が総票数の三分の一以上となる国は、理事会に対し、理事会が十分な討議の後決定を行なう前にその紛争問題について(3)に規定する諮問協議会の意見を求めることを要求することができる。

- (3) 諮問協議会は、理事会が全会一致で別段の定めをしない限り、次の者で構成される。

- (i) 輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

- (ii) 輸入国が指名する者二人。ただし、(i)と同様の資格を有する者とする。

- (iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人が一致して選定し、又は四人の意見が一致しない場合には、理事会議長が選定する議長一人

- (b) この協定の締約国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有する。諮問協議会の構成員に任命された者は、その個人的資格において、かつ、いかなる政府からの指示をも受けないで行動する。

- (c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。

- (4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情

報を考慮した後、当該紛争について決定を行なう。

(5) 輸出国又は輸入国がこの協定に基づく義務を履行しなかつたという旨の苦情は、苦情を申し立てる国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

(6) 第二十条の規定に従う場合を除くほか、輸出国又は輸入国は、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。輸出国又は輸入国がこの協定に違反している旨の認定には、その違反の性質及び違反が当該国による第四条又は第五条の規定に基づく義務の不履行を含む場合には、その不履行の程度を明示する。

(7) 第二十条の規定に従う場合を除くほか、理事会は、輸出国又は輸入国がこの協定に違反したと認定したときは、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で、当該国がその義務を履行するまでの間その国の投票権を奪い、又は当該国をこの協定から除名することができる。

第五節 年次検討並びに小麦の消費及び利用

第二十三条 世界的小麦事情についての年次検討

(1) 理事会は、第一条に定めるこの協定の目的に従つて、毎年世界的小麦事情を検討するものとし、また、この検討の結果明らかになつた事実が小麦の国際貿易に及ぼす影響を輸出国及び輸入国に対して通報することにより、これらの国がその国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用にあつてこれらの影響に留意するようにする。

(2) この条及び第二十四条の規定の適用上、理事会は、特に重複を避けるため、国際連合食糧農業機関その他の政府間機関が行なつた事業に対して適切な考慮を払ふものとし、また、第三十四条(1)の原則の規定を害することなく、自己の活動における前記の政府間機関との協力のため、及びこの協定の締約国ではないが国際連合又はその専門機関の加盟国であつて小麦の国際貿易に実質的な利害関係を有するものの政府との協力のために望ましいと認める取極を行なうことができる。

(3) この条のいかなる規定も、輸出国又は輸入国が自国の国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用について有する完全な行動の自由を害するものではない。

(4) 輸出国及び輸入国は、超過供給の小麦の処理についての理事会の検討を援助するため、超過供給の小麦の処理に含まれる問題の解決はできる限り消費の増加のための努力の中に求めるべきであるという原則、その処理は秩序ある方法で行なうべきであるという原則並びに超過供給の小麦が特別な条件で提供されるときは生産及び国際通商貿易の通常の形態に有害な影響を与えることなくそのための措置を執るべきであるという原則を遵守するために自国が執つた措置を理事会に対して通報する。

(5) 輸出国又は輸入国は、この協定の目的の達成に関係があると認める情報を、年次検討のため、理事会に提出することができ、理事会は、年次検討を行なうにあたり、適当な場合に

は、その提出された情報を考慮に入れる。

(6) 特に消費の増加が可能であると認められる国において消費の増加を達成する方法

(7) 輸出国又は輸入国は、この協定の達成に関係があると認める情報を理事会に提出することができる。

第二十四条 小麦の消費及び利用

(1) 理事会は、適当な場合には、小麦の消費を増加することのできる方法を検討し、かつ、輸出国及び輸入国に対してその方法を通報する。このため、理事会は、輸出国及び輸入国と協力して、次のような事項の研究を行なうことができる。

(2) 諸国における小麦の消費に影響を与える要因、及び

(3) 特に消費の増加が可能であると認められる国において消費の増加を達成する方法

(4) 輸出国又は輸入国は、この協定の達成に関係があると認める情報を理事会に提出することができる。

(2) 輸出国及び輸入国は、発展途上にある国が特別の問題を有していることを認識して、超過供給の小麦は、可能な場合には、個人所得が低水準にある発展途上の国の消費水準を上昇させるため及び一般的にその経済及び市場の発展を援助するために、効果的に利用されるべきであるという原則に妥協な考慮を払ふものとする。このような小麦が特別な条件で提供される場合には、関係輸出国及び関係輸入国は、生産及び国際通商貿易の通常の形態に有害な影響を与えずにそのような取扱いをすることを約束する。

(3) 政府の援助の下にある計画に基づき、特別な条件によつて超過供給の小麦を提供する輸出国又は輸入国は、その締結したそのような協定に関する詳細な情報をすみやかに理事会に提供すること及びそのような協定に基づいて行なつた船積みを定期的に理事会に報告することを約束する。

(4) 千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会は、この協定を運用するため、この協定に定める構成員、権限及び任務をもつて存続する。

第六節 一般の運用

第二十五条 理事会の構成

(1) 各輸出国及び各輸入国は、投票権を有する理事会の構成員であり、理事会の会合においては、代表一人、代表代理及び顧問によつて代表される。

(2) 理事会がその会合に招請することと決定することのある政府間機関は、投票権を有しない代表者一人をその会合に出席させることができる。

(3) 理事会は、一収獲年度の間に在任する議長一人及び副議長一人を選挙する。議長は、投票権を有しないものとし、また、副議長は、議長として行動する間は、投票権を有しないものとする。

(4) 理事会は、各輸出国及び各輸入国の領域において、その国の法令に適合する範囲内で、この協定に基づく任務を遂行するために必要な法律上の能力を有する。

第二十六条 理事会の権限及び任務

(1) 理事会は、その手続規則を制定する。

(2) 理事会は、この協定の規定により要求される記録を保管しなければならぬものとし、また、望ましいと認めるその他の記録を保管することができるとする。

(3) 理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この協定の範囲内の事項に関するその他の情報(特に年次検討若しくはその一部又はそれらの概要を含む)を公表することができる。

(4) 理事会は、この協定に定める権限及び任務のほか、この協定の規定を実施するために必要なその他の権限を有し、及び必要なその他の任務を遂行する。

(5) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の二及び輸入国が投じた票の三分の二による議決で、そのいづれの権限又は任務の実施をも委任することができる。理事会は、い

つても、投じられた票の過半数による議決でその委任を取り消すことができる。第十三条の規定に従うことを条件として、理事会がこの項の規定に従つて委任した権限又は任務に基づいて行なわれた決定は、理事会が定める期間内に輸出又は輸入国による要請があつたときは、理事会の検討を受ける。その決定は、前記の期間内に検討の要請がなかつたときは、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。

(6) 理事会がこの協定に基づくその任務を遂行することができるようにするため、輸出国及び輸入国は、その目的のために必要な統計及び情報を理事会に利用させ及び提供することを約束する。

第二十七条 票数

(1) 各輸出国の代表団が理事会において行使することができる票の数は、附表Bに定めたとおりとする。

(2) 各輸入国の代表団が理事会において行使することができる票の数は、附表Cに定めたとおりとする。

(3) 輸出国は他の輸出国に対し、また、輸入国は他の輸入国に対し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を行使する権限を委任することができる。この委任については、その十分な証拠を理事会に提出しなければならない。

(4) 理事会の会合において、輸入国又は輸出国が信任された代表によつて代表されず、かつ、(3)の規

定に従つて他の国に自国の票を行使する権限を委任しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの国がこの協定に基づいて投票権を失ひ、奪われ、又は回復している場合には、輸出国が行使することができる票の数の合計は、輸入国がその会合において行使することができる票の数の合計と等しい数に調整され、かつ、輸出国の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。

(5) いずれかの国がこの協定の締約国となり又は締約国でなくなる場合には、理事会は、附表B又はCに定める各国の票数に比例して、附表B又はCの範囲内の票数を再配分する。

(6) いかなる輸出国又は輸入国も、その票数が一未満となることはない。また、票数が分数であつてはならない。

第二十八条 所在地、会期及び定足数

(1) 理事会の所在地は、輸出国が投じた票の過半数及び輸入国が投じた票の過半数による議決で理事会が別段の決定をしない限り、ロンドンとする。

(2) 理事会は、各収獲年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に会合する。

(3) 議長は、(a)五国、(b)その票数の合計が総票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上の国又は(4)執行委員会の要請があつたときは、理事会の会期を招集しなければならない。

(4) 理事会の会合の定足数を満たすには、第二十七条の規定に基づく票数の調整前における輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数を有する代表の出席を必要とする。

第二十九条 決定

(1) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行なわれる。

(2) 各輸出国及び各輸入国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第三十条 執行委員会

(1) 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会の構成員は、毎年輸出国が選挙する四以内の輸出国及び毎年輸入国が選挙する八以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとす、また、副委員長一人を任命することができる。

(2) 執行委員会は、理事会に対して責任を負ひ、その一般的指示の下に活動する。執行委員会は、この協定に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第二十六条(5)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

(3) 輸出国は、執行委員会において、輸入国と同じ合計票数を有する。執行委員会における輸出国の票数は、輸出国が定めるところに従つて輸出国の間で配分する。ただし、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこ

える票数を有してはならない。執行委員会における輸入国の票数は、輸入国が定めるところに従つて輸入国の間で配分する。ただし、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。

(4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、執行委員会における手続規則としてその他の適当と認める定めをすることができ、執行委員会の決定には、同様の事項について理事会が決定する場合に關してこの協定が定めるところと同様の多数による議決を必要とする。

(5) 執行委員会に付託された問題が執行委員会の構成員でない輸出国又は輸入国の利益に影響すると同委員会が認めるときはいつでも、当該輸出国又は輸入国は、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第三十一条 相当価格諮問委員会

(1) 理事会は、四以内の輸出国の代表者及び四以内の輸入国の代表者からなる相当価格諮問委員会を設立する。相当価格諮問委員会の委員長は、理事会が任命する。

(2) 相当価格諮問委員会は、小麦に關しその時の市場の状況（特に価格変動を含む）を絶えず検討し、かつ、第十三条の規定に基づいて最高価格宣言が行なわれるべきであると認め、又は第十四条(1)若しくは(4)に規定する事態が生じており若しくは生ずるおそれがあると

認めるときは、直ちに執行委員会に対してその旨を通報する。相当価格諮問委員会は、この項の規定に基づく任務を遂行するにあたり、輸出国又は輸入国が行なつた中立を考慮に入れる。

(3) 相当価格諮問委員会は、この協定の該当する条項の規定に従つて、及び理事会又は執行委員会が付託することのあるその他の問題について助言する。

第三十二条 事務局

(1) 理事会には、その事務職員の間である事務局長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員とからなる事務局を置く。

(2) 理事会は、事務局長を任命する。事務局長は、この協定の運用に關して事務局に属する任務並びに理事会及びその委員会が与えるその他の任務の遂行について責任を負う。

(3) 職員は、理事会が制定する規則に従つて、事務局長により任命される。

(4) 事務局長及び職員は、任用については、小麦の貿易に關し金銭上の利害關係を有せず、又は有しなくなることを及びこの協定に基づく自己の任務に關しいかなる政府又は理事会外のいかなる機関からの指示をも求めず、かつ、受けなければならないことを条件とする。

第三十三条 会計

(1) 理事会に対する代表団、執行委員会における代表者及び相当価格諮問委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。この協定の運用に必要なその他の費用

は、輸出国及び輸入国の年次分担保金から支弁する。各収獲年度における各国の分担保金の額は、その国の票数が当該収獲年度の当初における輸出国及び輸入国の総票数中に占める割合に比例して定める。

(2) 理事会は、この協定が効力を生じた後の最初の会期において、千九百六十三年七月三十一日に終了する期間の予算を承認し、かつ、各輸出国及び各輸入国が納付すべき分担保金の額を定める。

(3) 理事会は、各収獲年度の下半期における会期において、次の収獲年度の予算を承認し、かつ、各輸出国及び各輸入国が当該年度の収獲年度について納付すべき分担保金の額を定める。

(4) 第三十五条(4)の規定に基づいてこの協定に加入する輸出国又は輸入国の最初の分担保金の額は、その国に配分された票数及び当該収獲年度の残余の期間を基礎として理事会が定める。この場合において、当該収獲年度における他の輸出国及び輸入国の分担保金の額は、変更しない。

(5) 分担保金は、それが定められた後直ちに請求することができる。分担保金の額が定められた後一年以内にこれを納付しない輸出国又は輸入国は、分担保金が納付されるまでの間投票権を失う。この場合において、その国は、理事会が輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づく義務を免除され、又はこの協定に基づく権利を奪われることはない。

(6) 理事会は、収獲年度ごとに、会計検査を了した前収獲年度の収支計算書を公表する。

(7) 理事会の所在地がある国の政府は、理事会がその被用者に支払う給料に対する課税を免除しなければならぬ。ただし、この免除は、その国の国民には適用することを要しない。同政府は、また、理事会の資産、収入その他の財産に対する課税を免除しなければならない。

(8) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分に必要な措置を執る。

第三十四条 他の政府間機関との協力

(1) 理事会は、国際連合の適当な機関、その専門機関その他の政府間機関との協議及び協力のために望ましいすべての措置を執ることができる。

(2) この協定の規定が政府間の商品協定について国際連合がみずから又はその適当な機関及び専門機関を通じて定める要件と実質的に抵触すると理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の実施を妨げる事情とみなされ、第三十六条(3)、(4)及び(5)に定める手続の適用があるものとする。

第七部 最終規定

第三十五条 署名、受諾、加入及び効力発生

(1) この協定は、千九百六十二年四月十九日から同年五月十五日までの間、ワシントンで、附表B及び

Cに掲げる国の政府による署名のため開放しておく。

(2) この協定は、各署名国政府により、その憲法上の手続に従つて受諾されるものとする。受諾書は、(8)の規定に従う場合を除くほか、千九百六十二年七月十六日まで、アメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(3) この協定は、附表B又はCに掲げる国の政府による加入のため開放しておく。加入書は、(8)の規定に従う場合を除くほか、千九百六十二年七月十六日まで、アメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(4) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の二及び輸入国が投じた票の三分の二による議決で、国際連合若しくはその専門機関の加盟国政府又は千九百六十二年の国際連合小麦会議に招請された政府によるこの協定への加入を承認し、及びその加入の条件を定めることができる。この場合には、理事会は、第十二条及び第十五条の規定に従つて関係基準数量を定める。加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより効力を生ずる。

(5) 第一部及び第三部から第七部までの規定は千九百六十二年七月十六日に、第二部の規定は千九百六十二年八月一日に、(2)又は(3)の規定に基づいて千九百六十二年七月十六日までに受諾書又は加入書を寄託した政府の間で効力を生ずるものとする。ただし、それらの政府が附表B及びCに定める配分に従つて輸出国の票の三分の二以上及び輸入国の票の三分の二以上を有することを条件とする。この協定は、その後受諾書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

(6) 署名国政府又は(3)の規定に基づいてこの協定に加入する資格を有する政府が、憲法上の手続に従つてできる限りすみやかにこの協定を受諾し又はこれに加入するよう努力することを約束する旨を千九百六十二年七月十六日までにアメリカ合衆国政府に対して通告するときは、その通告は、(5)の規定に基づいてこの協定の効力発生上受諾書又は加入書と同様の効力を有するものとする。この通告を行なう政府は、(2)又は(3)の規定に従つて受諾書若しくは加入書を寄託する時まで、又は受諾書若しくは加入書を寄託しなければならぬ期限が満了する時まで、暫定的にこの協定の適用を受けるものとし、かつ、暫定的にこの協定の締約国とみなされる。

(7) この協定の効力発生について(6)及び(6)に定める条件が千九百六十二年七月十六日までに満たされなかつたときは、千九百六十二年七月十六日までに(2)又は(3)の規定に従つてこの協定を受諾し又はこれに加入した国の政府は、この協定

がそれらの政府の間で効力を生ずることを合意により定めることのでき、又は事態により必要と認められる他のあらゆる措置を執ることができるとする。

(8) 理事会は、(2)又は(3)の規定に従つて千九百六十二年七月十六日までにこの協定を受諾せず又はこれに加入しなかつた政府に対し、その政府の受諾書又は加入書の寄託のための期限を千九百六十二年七月十六日まで延長することを認めることができる。

(9) この協定の実施上、「附表Bに掲げる国」又は「附表Cに掲げる国」というときは、(4)の規定に従つて理事会が定める条件でこの協定に加入した政府の属する国も、該当する附表に掲げられているものとみなす。

(10) アメリカ合衆国政府は、すべての署名国政府及び加入国政府に対し、この協定の署名及び受諾、これへの加入並びに(6)の規定に従つて行なわれたすべての通告を通告するものとする。

第三十六条 有効期間、改正及び脱退

(1) この協定は、千九百六十五年七月三十一日まで効力を有する。

(2) 理事会は、適当と認める時期に、輸出国及び輸入国に対してこの協定の更新又は代替に関する勧告を通報する。理事会は、この協定の締約国ではないが国際連合又はその専門機関の加盟国であつて小麦の国際貿易に実質的利益関係を有するものの政府をこの項の規

オーストリア	六
ベルギー及びルクセンブルグ	三三
ブラジル	二八
セイロン	一二
キューバ	一二
ドミニカ共和国	二
ドイツ連邦共和国	一三九
ローデシア・ニアサランド連邦	六
インド	二〇
インドネシア	六
イラン	四
アイルランド	一一

イスラエル……………六
日本国……………一五四
オランダ王国……………七〇
リベリア……………一
リビア……………三
ニュー・ジブラント……………一四
ナイジェリア……………四
ノールウェー……………一八
フィリピン……………二二
ポロランド……………一〇
ポルトガル……………九
大韓民国……………二
サウディ・アラビア……………五
南アフリカ共和国……………一〇
スイス……………二三
アラブ連合共和国……………一六
連合王国……………三三九
ヴァチカン市国……………一
ヴェネズエラ……………一四
合計……………一、〇〇〇

アルゼンティンのために
F・ペロ
千九百六十二年五月十五日
オーストラリアのために
ハワード・ビール
千九百六十二年五月十四日
オーストリアのために
ヴィルフリート・ブラッ
ツァー
千九百六十二年五月十四日
ベルギー及びルクセンブルグのた
めに
千九百六十二年五月十四日
ブラジルのために
ミゲル・A・O・デ・アルメ
イダ
千九百六十二年五月十一日
カナダのために

C・S・A・リッチー
千九百六十二年五月十一日
セイロンのために
千九百六十二年五月十四日
キューバのために
マリオ・ガルス・インチャ
オステギ
千九百六十二年五月十五日
ドミニカ共和国のために
マリオ・ロドリゲス
千九百六十二年五月十五日
フランスのために
エルヴェ・アルファン
千九百六十二年五月十四日
ドイツ連邦共和国のために
ヴィルヘルム・G・グレーヴェ
千九百六十二年五月十一日
インドのために
C・S・クリシュナ・モール
ティ
千九百六十二年五月十四日
インドネシアのために
ザイリン・ザイン
千九百六十二年五月十五日
イランのために
千九百六十二年五月十四日
アイルランドのために
T・J・キープナン
千九百六十二年五月十四日
イスラエルのために
アリエ・マノール
千九百六十二年五月十四日
イタリアのために
カルロ・ペローネ・カバーノ
千九百六十二年五月十四日
日本国のために
朝海浩一郎
千九百六十二年五月十一日
大韓民国のために

イル・クウォン・チュン
千九百六十二年五月十四日
リベリアのために
S・エドワード・ビール
千九百六十二年五月十五日
リビアのために
メキシコのために
アントニオ・カリリョ・フロ
レス
千九百六十二年五月十一日
オランダ王国のために
オランダとスリナムとオラン
ダ領アンティレスとの公法上の
平等の關係に照らして、この協
定中の「非本土」の語は、オラン
ダ王国に関する限り、本来の意
味を失い、「非ヨーロッパ」を
意味するものと解されるものと
する。
J・H・ファン・ロイエン
千九百六十二年五月十四日
ニュー・ジブラントのために
G・R・レイキング
千九百六十二年五月十五日
ナイジェリアのために
J・M・ウヅチ
千九百六十二年五月十日
ノールウェー王国のために
パウル・コート
千九百六十二年五月八日
フィリピン共和国のために
エミリオ・アペロ
千九百六十二年五月十一日
ポロランドのために
ポルトガルのために
ペドロ・テオトニオ・ペレイラ
千九百六十二年五月十四日

ロイデシア・ニアサランド連邦の
ために
R・B・N・ウェストモア
千九百六十二年五月十四日
サウディ・アラビアのために
南アフリカ共和国のために
W・C・ナウデ
千九百六十二年五月十五日
スペインのために
アントニオ・エスピノーザ
千九百六十二年五月十四日
スウェーデンのために
グンナー・ヤーリング
千九百六十二年五月十一日
スイスのために
A・R・リント
千九百六十二年五月十五日
ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために
A・ドブリニン
千九百六十二年五月十四日
ソヴィエト社会主義共
和国連邦政府は、世界の
小麦市場についての年次
調査報告作成のためのこ
の協定に規定する情報を
国内で公表された統計的
資料の範囲内において提
供し、また、この協定に参
加しない国との商業的取
引及び特殊取引に関する
情報を当該国が同意する
場合に限って提供する。
アラブ連合共和国のために
S・エル・アブト
千九百六十二年五月十五日
グレート・ブリテン及び北部アイ
erland連合王国のために

デーヴィッド・オームスビー・
ゴア
千九百六十二年五月十日
本官は、この協定に署
名するにあたり、第三十
七条(1)の規定に従い、本
官の署名がグレート・ブ
リテン及び北部アイルラ
nd連合王国のみに関す
るものであること並びに
この協定に基づく連合王
国政府の権利及び義務は
同政府が国際關係につい
て責任を負ういづれの非
本土地域にも及ばないこ
とを宣言する。
アメリカ合衆国のために
オーヴィル・L・フリーマン
千九百六十二年五月十一日
ヴァチカン市国のために
エジディオ・ヴァニョッチ
千九百六十二年五月十一日
ヴェネズエラのために
カルロス・ペレス・デ・ラ・
コイザ
千九百六十二年五月十四日

日本国とフィリピン共和国との
間の小包郵便約定の締結につ
いて承認を求めるの件
日本国とフィリピン共和国との間
の小包郵便約定の締結について、日
本国憲法第七十三条第三号ただし書
の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

理 由
政府は、フィリピン共和国との間
に小包郵便物の交換業務を開設する

ため、昭和三十八年一月十六日に東京で、日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便物に署名し、フィリピン共和国政府は、同年一月十九日にマニラで、同約定に署名した。よつて、この約定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便物に署名し、フィリピン共和国政府は、同年一月十九日にマニラで、同約定に署名した。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便物に署名し、フィリピン共和国政府は、同年一月十九日にマニラで、同約定に署名した。よつて、この約定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条 小包郵便物の交換
両締約国の郵政庁間に、重量十キログラムまでの普通小包郵便物を平路面路及び航空路により常時交換することが出来る。

第二条 小包の料金

1 各締約国の郵政庁は、自国において差し出される小包の料金を第三條に掲げる部当料金及び両国間の海路又は航空路による運送の費用その他送達に關し自己が必要とする費用の合計に基づいて定める。

第三条 部当料金

1 差出国の郵政庁は、名あて国の郵政庁に対し、同片にあてて差し立てる各小包につき、一キログラム又はその端数ごとに四十サンチームの料金を割り当てる。

2 各郵政庁の長は、他方の郵政庁

の長とあらかじめ合意することにより、自己の郵政庁に割り当てられるべき前記の料金を百分の五十を限度として引き上げ、又はこの料金を引き下げる機能を有する。

3 いずれか一方の国が他方の国の事前の同意を得て到着小包を自国の領域内において航空路により運送する場合は、当該一方の国は、その運送について特別の航空料金を他方の国から徴収する権利を有する。この航空料金は、国際間のAO郵便物の国内航空運送に對する報酬と同額とする。もつとも、郵政庁は、すべての到着航空小包に對し、これらの小包が国内航空路により運送されるかどうかを問はず、前記の特別の航空料金を適用することが出来る。

4 差出国又は他国に返送し又は転送する小包に關し、前三項に掲げる料金は、差出国に還付しない。

第四条 禁制

1 次の物品は、この約定に規定する小包郵便業務によつて送達することを禁止する。

(a) いずれか一方の国の内国郵便から除外されている物品
(b) 名あて国において現行の関税その他に關する法令により輸入を許されていない物品
(c) 小包に添付するか、封入するか、又は記載するかを問はず、書状又は現貨のかつ对人的な通信の性質を有する通信文（ただし、開封の送り状は、前記の書状及び通信文とみなさない。）
(d) 小包に入られた包装物で小包の名あて面に記載された人以外

外の者にあてたもの
(e) 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷することがある物品
禁制品を包有する小包が名あて国において受領されたときは、当該小包は、その国の内国法令に従つて取り扱う。ただし、爆発性又は発火性の物品及び風俗を害するおそれがある文書、絵画その他の物品は、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行なわな

第五条 関税その他に關する法令の適用、関税その他の課金

1 小包は、名あて国における現行のすべての関税その他に關する法令に従うものとする。このため支払われるべき関税その他郵便料金以外の課金は、名あて人から徴収する。

2 差出元に返送し、差出人が放棄し、包有品の全部の損壊により棄却し、又は第三国に転送する小包に課せられた関税その他郵便料金以外の課金は、取り消すものとする。

3 小包の封かんその他の締め具は、税関検査のため、名あて人の承認なく破ることが出来る。この権能が行使される場合において、税関検査後直ちに小包の交付が行なわれないときは、その小包は、名あて国の内国規則に規定する方法で再装しなければならぬ。

第六条 通関料、配達料、保管料

1 名あて国の郵政庁は、税関への交付及び通関のため又は単に税関への交付のため、小包一個につき八十サンチームをこえない料金を名あて人から徴収することが出来る。

2 名あて国の郵政庁は、小包を郵便局又は名あて人の住所において交付するため、小包一個につき五十サンチームをこえない料金を名あて人から徴収することが出来る。この料金は、名あて人の住所における第二回以後の各提示についても課することが出来る。

3 名あて国の郵政庁は、同郵政庁が定めた期間内に引き取られない小包につき相當の保管料を名あて人から徴収することが出来る。ただし、この料金は、日本国においては小包一個につき五フランを、また、フィリピンにおいては小包一個につき一日十サンチームをこえることが出来ない。

4 前三項に規定する料金は、小包が国外に転送され、又は返送される場合にも、取り消さない。

1 小包は、名あて人の住所変更により、名あて人の請求があるときは、名あて国内において又は第三国に転送することが出来る。ただし、第三国への転送は、小包がその後の運送に必要な条件を満たしていること並びに運送料及び再発送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金（もしあれば）が名あて人によつて前納されるか又は新名あて

て郵政庁から徴収することが出来ることを条件とする。

2 名あて郵政庁は、自国内における小包の転送については、その内国規則で定める追加料金を名あて人から徴収することが出来る。この料金は、小包が第三国に転送され、又は差出元に返送される場合にも、取り消さない。

3 転送は、名あて人の請求があり、かつ、新運送に對する航空運送料の支払が保証されているときは、航空路により行なうことが出来る。

4 差出人は、小包及び税関告知書に適當な記載をして転送を禁止する権利を有する。

5 両国の一方から他方に小包を転送する場合には、運送料及び再発送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金（もしあれば）は、前納されていない限り、名あて人から徴収する。

第八条 取りもし、名あて変更

1 差出人は、小包が正当に配達されていない間は、これを取りもどし、又はその名あてを変更することが出来る。

2 このための請求は、郵便又は電信により送達する。差出国の郵政庁は、各請求について四十サンチームをこえない料金を万国郵便条約に規定する書留料を加えたものを差出人から徴収することが出来る。請求が航空路又は電信により送達されるときは、差出国の郵政庁は、この料金のほかに、航空料金又は電報料金を差出人から徴収

- することが出来る。ただし、同一差出人から同一名あてにおける同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する請求については、料金は、一個分のみを徴収する。
- 3 取りもどし請求により小包が差出人に返送されるときは、運送料及び返送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金（もしあれば）は、差出人から徴収する。
- 4 名あて変更請求により名あて国内において又は第三国に転送される小包については、第七条1及び2の規定を準用する。
- 第九条 配達不能
- 1 小包の差出人は、名あてのとおりに配達することができない場合における小包の処置を差出しの時に請求することが出来る。
- 2 差出人が前項の規定による請求を行なわなるとき、又は差出人の請求に従つても配達することができなかつたときは、配達不能の小包は、名あて国の内国規則で定める期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、名あて人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを請求した小包は、直ちに返送する。
- 3 第七条1（ただし書を含む）、2及び5の規定は、配達不能により国内において又は国外に再発送される小包に準用する。
- 4 配達不能の小包で差出人が放棄するよう請求したものは、返送することなく、名あて国の内国法令に従つて処置する。

- 第十条 諸料金の請求
- 両国の一方から他方に小包を転送し、又は返送するときは、再発送郵政庁は、次の料金を他方の郵政庁に請求する。
- (a) 再発送郵政庁に帰属する運送料が前納されていないときは、その運送料
- (b) 再発送郵政庁が取消しを認めない諸種の料金
- 第十一条 取調請求
- 1 小包に関する取調請求は、その小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内は、六十サンチームをこえない料金を前納することを条件として、受理され、かつ、これについて適当な手続が執られるものとする。
- 2 取調請求は、当然に、利用することが出来る最も速達路線（航空路又は平路面路）によつて送達される。取調請求が電信により送達されるときは、前項に規定する料金のほか、電報料金を徴収する。
- 3 同一差出人から同一名あてにおける同一名あて人に対して同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する取調請求については、1及び2に定める料金は、一個分のみを徴収する。
- 第十二条 売却、棄却
- 1 各締約国の郵政庁は、小包の包有品が自己の業務内において損壊し、又は腐敗するおそれがあるときは、予告なしに又は司法上の手続を経ないで、権利者のために売却することが出来る。
- 2 なんらかの理由によつて売却することができないときは、損壊し、又は腐敗した物品は、棄却する。
- 第十三条 誤つて引き受けられた小包及び誤送小包
- 1 誤つて引き受けられ、かつ、発送された小包については、禁制の規定により没収されたものを除き、名あて国の郵政庁は、これを差出人に返送することが出来る。
- 2 誤送小包は、誤送を受けた郵政庁が利用することが出来る最も直接の線路により正当な名あて地に転送する。ただし、正当な名あて地に転送することができない小包は、差出人に返送する。
- 3 誤送された航空小包の正当な名あて地への転送又は差出人への返送は、航空路によつて行なう。ただし、正当な名あて地への転送は、航空業務を利用することができない場合において、平路面路による転送が航空路による差出国經由の送達より短い時間で行なわれると予想されるときは、平路面路によつて行なうことが出来る。
- 第十四条 損害賠償
- 両締約国の郵政庁は、両国間で交換する小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷について責任を負わない。ただし、各締約国の郵政庁は、自己の業務内において生じた亡失、盗取又は損傷について、他方の郵政庁に対する求償権を生ずることなく賠償することが出来る。
- 第十五条 許されない郵便料金

- 第十六条 基準貨幣単位
- この約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十分の一の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。
- 第十七条 業務の一時停止
- 各締約国の郵政庁は、必要又は適当と認めるときはいつでも、直ちに他方の郵政庁に通知することを条件として、小包の交換の全部又は一部を一時停止することが出来る。
- 第十八条 施行規則及び内国法令の適用
- 1 この約定の実施のために必要な細目は、両締約国の郵政庁の合意により、施行規則で定める。
- 2 各締約国は、自国の業務に關係がある事項でこの約定及び施行規則に明定されていないものについては、自国の内国法令を適用する。
- 第十九条 約定の効力発生及び有効期間
- 1 この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとす、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。
- 2 この約定は、両締約国の合意により終了するまで又はいずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を終了させる意思を通告した後六箇月を経過するまで引き続き効力を有する。
- 第二十条 用語及び解釈
- この約定は、日本語、フィリピン語及び英語で作成される。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

- 日本国のために
大平正芳
小沢久太郎
フィリピン共和国のために
E・パロマー
- 大平国務大臣 たいだいま議題となりました海外移住事業団法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。
- 本法案の趣旨につきましては、すでに本会議において御説明した通りでございます。政府は、従来から、海外移住の重要性にかんがみ、移住者の援助、指導その他海外移住の振興、助成に努めて参りましたが、最近わが国内の情勢は著しく変化し、また昨年のドミニカ移住者引き揚げ問題の前向き解決のためにも、海外移住機構の抜本的刷新をはかるべきであるという声が強くなりました。
- よつて政府といたしましては、昨年四月海外移住審議会に海外移住及び海外移住行政に対する基本的考え方につきましても意見を求めました。
- 同審議会は、八カ月にわたる慎重なる審議の結果、昨年十二月政府に答申を提出し、海外移住は国民に海外における創造的活動の場を与え、相手国の開発に協力し、わが国の国際的地位と日本国民の国際的地位を高めることを指導目標とすべきであるとし、このため、海外移住に関する行政機構の一元化をはかつて行政責任の所在を明確な

本書二通を作成し、千九百六十三年一月十六日に東京で、及び千九百六十三年一月十九日にマニラで署名した。

らしめるとともに、公的な実務機構を刷新して政府の業務をできる限りこれに移し、活発かつ自主的運営をもって海外移住の推進を行なわしむべきであると答申されたのであります。よって、政府におきましては、この答申の趣旨にのっとり、従来やもすれば海外で競合の関係にありました海外協会連合会と海外移住振興株式会社の両者の業務を統合して外務省の監督下に新たに海外移住事業団を創設することとしたしました。

海外移住事業団には、海外移住の推進援助に必要とする農業、経済、労働、衛生、文教等各方面の専門家を集め、外務省は毎年関係各省と事業団の業務の基本方針を協議決定してこれを事業団に示し、また、予算の獲得及び事業団の側より求むる協力援助は与えるが、それ以外の政府側よりの干渉はできる限り排除し、事業団が責任をもって自主的に活動し得るよう、ここに海外移住事業団法案を提案いたしました次第であります。

次に、法律案の内容につきまして、その概略を御説明いたします。

第一章におきましては、海外移住事業団の目的、法人格、資本金等について規定いたしておりますが、事業団の資本金につきましては、事業団を公的海外移住実務機関とする関係上、全額政府出資とし、当初資本金は、設立に際して政府から出資される八億門と事業団に承継される日本海外移住振興株式会社に對する政府の出資額との合計額とし、政府は必要があると認めるときは事業団に追加して出資することができるとしております。

第二章におきましては、事業団に役員として理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事四人以内を置くこと、その他役員任免並びに職員に関する事項を定めております。

第三章におきましては、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する委員十五人以内で組織される運営審議会について規定しております。

第四章におきましては、事業団の業務として、海外移住に関する調査、知識の普及、あつせん、移住者の訓練及び講習、渡航費の貸付及び支度金等の支給、移住者の渡航に関する援助及び指導、海外における移住者に対する指導及び定着のために必要な福祉施設の整備、その他の援助、移住地の取得、造成管理、譲渡、必要な資金の貸付、借入資金の債務保証その他の援助、これらの附帯業務、その他事業団の目的を達成するために必要な業務として外務大臣の認可を受けた業務を行なうこと、並びに外務大臣が事業団の業務の基本方針を定めて事業団に指示すること等を規定いたしております。

第五章におきましては、事業団の事業年度、区分経理、事業計画等の認可、財務諸表、借入金及び債券、交付金の交付、余剰金の運用等について規定いたしております。

第六章におきましては、事業団は外務大臣の監督を受けること、その他外務大臣の監督権限について規定いたしております。また、本事業団の業務の運営につきましては、関係各省と協力のため、大蔵大臣その他の関係大臣との協議を規定しております。

第七章は雑則、第八章は罰則の規定であります。

なお、附則におきましては、事業団の設立手続、財団法人日本海外協会連合会及び日本海外移住振興株式会社からの引き継ぎ、税法上の特例措置等について必要な規定を定めております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュージーランド）の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

一九六二年三月九日わが国とニュージーランドとの間の通商協定を改正する議定書の署名が行なわれました際、将来両国間において若干の品目につき関税交渉を行なう旨が合意されたのであります。この合意に基づき、同年十月からジュネーブにおきましてガット上の譲許を相互に追加し合うための関税交渉が両国代表により行なわれ、十二月二十八日に妥結した。交渉は十二月二十八日に妥結した。その交渉結果が本件議定書に収録された次第であります。

わが国が与える譲許は羊肉一品目でありまして、現行の関税率一〇%を据え置いたものであり、その一九六一年における対ニュージーランド輸入額は五百八十一万ドルであります。他方、ニュージーランド側が行なう譲許は、水産物のカンガール、ミカン、カンガール、生糸、絹織物、グルタミン酸ソーダ等二十九品目であり、その一九六一年における対日輸入実績は三百三十一万四千ドルであります。

わが国の譲許は、国会の御承認を得た後政府がガットの書記局に対して行なう通告によって効力を生ずることとなっております。ニュージーランド側も近く右の通告を行なう見込みでありますので、譲許の相互引き下げの趣旨にもかんがみ、わが方もこの通告を行なうべく早期に行なうことが必要と考えられます。

よって、ここにこの議定書の締結について御承認を求める次第でございます。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案の理由を御説明いたします。

わが国とタイとの間に租税条約を結ぶことについては、一九六一年十一月池田内閣総理大臣のタイ訪問の際共同声明でこれを確認し、一九六二年三月バンコックにおいて交渉を行ないました結果、実質的に妥結し、わが方より早期に案文確定方申し入れていましたところ、今般案文についても最終的に合意を見るに至りましたので、一九六三年三月一日バンコックにおいて、わが方とタイ島津大使とタイ側タナット・コマン外務大臣との間でこの条約に署名を行なったものであります。

この条約は、二十カ条からなり、基本的にはわが国がこれまで締結した租税条約の型にならったものであり、その内容は、パキスタン、シンガポール等との間の租税条約とはほぼ同様の内容を有するものであります。この条約のおもな内容及び特色は次の通りであります。

すなわち、恒久的施設を通過して事業を営むときに限り産業上、商業上の利得について相手国の租税を課されることとしております。航空機の運用から生ずる所得は全額相互免税とし、船舶の運用から生ずる所得については五〇%免税としております。配当については、子会社から受け取るものは二五%の軽減税率、配当を支払う法人が産業的企業である場合には二〇%の軽減税率とし、さらに、この場合の配当が親子会社間のものであるときは一五%の軽減税率としております。また、利子につきましては、産業的企業にかかる利子については、貸付金に関するものは一〇%の軽減税率とし、使用料については一五%の軽減税率としたしております。さらに、産業的企業からの配当もしくは政府債の利子に対するタイの租税の額でこの条約の規定に基づき減免されたもの、またはタイの産業投資奨励法の規定に基づいて免除されたタイの租税の額は、日本で総合課税する際に、タイで支払われたものとみなして、日本の税額から控除することとしております。

また、教授、留学生、短期旅行者等に対して広い範囲で免税を認めることとしております。

この条約を通じて日本・タイ両国間の経済、学術、文化の面にわたる交流が一そう促進されるものと考えられます。

よって、ここに条約の締結について御承認を求める次第であります。

わが国は、一九四九年の国際小麦協定以来、累次修正更新されてきた小麦協定に継続して加盟して参りましたが、一九五九年協定は一九六二年七月三十一日に失効いたしましたので、これにかわるものとして一九六二年の国連小麦会議で作成されたのが、この一九六二年の国際小麦協定でございます。

協定の骨子は、小麦について一定の価格帯を定め、加盟輸出国は小麦の相場が高騰しても協定の定める一定数量までは最高価格で加盟輸入国に売り渡す義務を負い、他方、加盟輸入国は自国の小麦必要量のうち協定の定める一定の割合だけは加盟輸出国から価格帯内の価格で買入れる義務を負い、かようにして、加盟国の間において小麦の取引価格の安定と需給の調節をはかるうとするものであります。

この協定は一九五九年の協定をほとんどそのまま踏襲したものであります。改正点のうち主たるものは、価格帯が十二・五セント引き上げられたこと、加盟輸出国から加盟輸入国が買入れるなければならない小麦の右輸入国の小麦輸入総量に対する割合が変更され、わが国につきましては、一九五九年協定のときの五〇％が八五％に引き上げられたこととあります。

わが国は、この協定に加盟することによりまして、安定した小麦の供給を確保するとともに、さらに、小麦の国際貿易の安定した拡大にも寄与し得る次第であります。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。最後に、日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便協定の締結について

承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

フィリピンは万国郵便連合の小包郵便物に関する協定に参加していませんが、わが国と同盟国との間では直接小包郵便物を交換することができません。よって、政府はかねてよりフィリピン政府と小包の直接交換のための協定締結交渉を進めて参りましたところ、約定案文について合意が成立いたしましたので、昭和三十八年一月十六日東京で日本側により、一月十九日マニラでフィリピン側により、この協定の署名が行なわれた次第でございます。

この協定は、両国間で交換する小包の種類、小包の料金、差出郵政庁が名あて郵政庁に割り当てる割当料金、禁制品、小包について行なう業務の種類及び処理方法、損害賠償等、両国の郵政庁が小包の交換を行なうために必要な業務の基本的事項を規定いたしましたものであります。

この協定の締結により、わが国とフィリピンとの間の小包交換業務は直接に行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大することは言うまでもなく、同国との間の経済上、政治上の友好関係も一そう促進されることが期待されます。

よって、ここに日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上、条約四件につきまして、何とぞ御審査の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○野田委員長 次に、関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に関する諸文書の締結について承認を求めるの件及び九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件を一括議題とし、質疑を行ないます。

○戸叶委員 関税に関するアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の中で、二点伺いたいと思います。

このB表の中で旧表の「三〇の一のうち」というのを「二〇〇六のうち」とか、そういうふうに変更するというふうにして書いてございまして、関税率表の番号がかわつてきておられますけれども、その関係はどうなっているかを説明していただきたいと思ひます。

○宗説明員 お答えいたします。これは、内容といたしましては、たとえば今御指摘になりましたようなパイナップルのカン詰でございますが、これは従来の税表が三〇の一に分類してございまして、それが一九六一年にブラッセル関税品目表を採用いたしました結果、番号が二〇〇六という番号に移つたわけでございまして、ここに書いてございましてB表の二つの関連は全く同じものでございまして。

○戸叶委員 そうしますと、ただ番号がかわつただけと承してよろしいわけでございますか。

○宗説明員 番号がかわつたのと、ここにございまして通り、従来の譲許が二割五分なのが、キログラム当たり七十二円に変わった、こういうことでございまして。

○戸叶委員 二割五分のが一キログラムについて七十二円というふうに、従価税から従量税に変わつていったのですけれども、その理由はどういうわけでございますか。

○宗説明員 これは、パイナップルに關しましては、日本内地ではパイナップルの生産は今のところございません。沖縄において、最近沖縄の経済物資として非常に沖縄が力を入れておりまして、それを日本に売っているわけでございます。その沖縄のパイナップルと価格上一番競合いたしますのは、大体台湾ないしマラヤ方面のパイナップルでございます。本邦におきましては、基本税率が四五％になっておりますが、暫定的に四十年三月までは五五％という税率になっております。アメリカのものにつきましては、これは価格がはるかに高くなつております。従いまして、今回協定で七十二円といたしましては、高いパイナップルに対しては五五％までの課税の必要がない、低いいわゆる競合品に關しましては五五％の関税率を現在維持しなければならぬ、こういう意味におきまして、七十二円という従量税で協定いたしましたわけでございます。

○戸叶委員 従量税から従価税になつた同じような例がほかにもございまして。

○宗説明員 アメリカ関係のD表にございまして。一番最後の十一ページにございまして。二七一一の液化石油ガス、これは従価二割が基本税率でござい

す。これを一トンにつき千三百八十円というふうにいたしました。二七一一は、実は、ここに書いてございまして「石油ガスその他のガス状炭化水素」と申しまして、特定の炭化水素を目的としたものではございません。バスケット・カテゴリーと申しますか、ある程度の品物をたくさん含んだ税番でございます。そのうち、液化石油ガスにつきましては、石油類もそうでございますが、なかなか価格の判定が困難なものでございまして、従いまして、それを課税技術上課税を明らかにするために、協定いたしました従量税を採用したわけでございます。

○戸叶委員 特殊なものに限って従価税から従量税を採用したというふうな考へてよろしいわけでございますか。

○宗説明員 さようでございまして。B表で関税率を上げていく理由を説明していただきたいと思ひます。大体税率を引き下げるのがガットの理念ではないかと思ひますけれども、今回これを上げていく理由は、どういふわけですか。

○宗説明員 B表にございまして今回税率を修正して上げたものは、いずれも昨年及び一昨年の税率の改正に伴ひまして基本税率を上げたものでございまして。しかも、ガットの譲許品目でございます関係上、實際上譲許税率が適用になりまして。それでは國產保護上十分でない、こういうことで、今回譲許税率を國定基本税率まで引き上げるための交渉をいたしましたわけでございます。

○戸叶委員 そのねらいは國產品の保護というふうなことから考へたわけですか。

○宗説明員 健全なる国内品との競争関係を保つためにはこの税率が必要であるという意味で基本税率が改正されておりますから、それに沿ってガット税率を修正したわけでございます。

○戸叶委員 次に、海上における人命の安全のための国際条約の締結についての問題でございますが、この条約は一九四八年のにかつたものであるということを説明されたわけでありまして、一九四八年のと同様のものなる違いはどうかというところにあるかを説明していただきたいと思ひます。

○藤野政府委員 海上人命安全条約の一九四八年のものが一九六〇年にどのような改正が行なわれたかということでございますが、大部分が技術的な事項でございますけれども、おもな点を申し上げます。

この条約には漁船は適用除外になつておるわけでございますが、この漁船の定義が明確でなかつたので、今度新たに定義が加わつたわけでございまして、これは工船等は漁船でなく貨物船として適用を受けるということが明確にされた点が第一点でございます。

第二点は、総トン数五百トン以上の貨物船につきまして、構造検査でございまして、あるいは証書の制度が新たに設けられた点でございます。

第三点は、総トン数五百トン以上の貨物船につきまして、後進力その他の脱出設備、乗員の脱出設備でございまして、この基準が新たに設けられた点でございます。

第四点といたしましては、総トン数四千トン以上の貨物船につきまして防

火構造の基準が設けられたという点でございます。

第五点といたしまして、救命設備といたしまして、救命いかだというものがございまして、これは従来固型のものに限りましておりましたのが、膨脹式救命いかだが新たに採用された点でございます。

第六点といたしましては、貨物船の無線設備の強制範囲が従来は五百総トン以上のものでございまして、総トン数三百トン以上というふうになり、小型の船にまで適用範囲を拡大したという点でございます。

第七点は、穀類の運搬につきまして、締約国政府間で容認されております穀類積載図の制度が新たに設けられた点でございます。

第八点といたしましては、原子力船につきまして新たに規制が行なわれる、そのような規定が設けられた点でございます。

以上が改正点のおもなる条項でございます。

○戸叶委員 そうすると、これにかわるべきものは何もなくつたわけですね。

○藤野政府委員 一九四八年当時はそれにかわるべきものはございせんでした。

○戸叶委員 そうすると、これは新たにできたものだというふうになりました。

第八章の問題で、原子力船の問題が入れられたわけですが、前の一九四八年のときにはなかつたけれども、これが新しく設けられたわけですね。そこで、私は午前中にも外務大臣にこの点だけを少し質問したわけですが、この条約の第八章で大体の規定がされて、そして国内法を改めてそれに合わせるようにしていくのだということがしてはどういうふうなものを予定されているわけでございますか。

○藤野政府委員 現在、原子力船を規制いたします国内法といたしましては、いわゆる原子炉規制法がありまして、これは、建造いたしました場合に、原子炉の設置の許可を規制しており、また、船舶安全法により、船用原子炉の工事及び設計方法の認可、あるいは安全検査、そのような規定がございまして、今後私どもとして原子力船の規制に對しまして考へております法令は、船舶安全法の一部改正をいたしまして必要な条項を取り入れるということ、それから、同じく、私どもの所管ではございせんが、船舶職員法でございまして、あるいは船舶法でございまして、あるいは損害賠償の法律でありますとか、その他海上保安庁設置法などもございまして、いろいろ関連の法規の改正が必要じゃないかと考へておる次第でございます。

○戸叶委員 この条約ができて、そして原子力船の寄港の問題が出てくるわけですね。これは軍艦以外の原子力船でございまして、そうした場合には、今おっしゃつたようないろいろ法律をつくらなくても、国内にある法律で間に合うという意味でございまして、そうなら、何も原子力船の建造に伴つて、そういう法律で間に合うものがあるならば、新しくつくる必要はないじゃないですか。間に合わないから、こういうふうな条約が批准されて、そしてお互いの間で原子力船の寄港とかいう問題が出てくるから、それに伴う国内法というものが改められなくてはならないというふうに了解してはいけなないのですか。

○藤野政府委員 私の御説明が非常に不完全でございまして、この原子力船が船となつて浮かんて運航するという段階になりますれば、これは当然先ほど申し上げましたような法律が必要でございまして、

なお、外国の原子力船の寄港問題につきましては、この条約の規制を受けるわけでございまして、早晩このような法制の整備が国内法としても必要だろつと考へておる次第でございます。

○戸叶委員 だとすると、原子力船が日本に寄港する場合に、たとえば損害の補償の問題とか、いろいろものをめぐつて、当然国内の法律の改正ということが必要になってくるのじゃないですか。

○須之部説明員 この条約の規定は、むしろ船の構造の面について規定しておるわけでございまして、いわゆるこの規定に沿つた船ならばそのまますぐ

入国を認めなければならないかという点とは、また別の問題でございます。

たえば、入港については海港の国際制度に関する条約等が規定しているわけでございます。従いまして、外国の原子力船が入港して参ります場合には、そのための二国間の取りきめを別途つくる必要があるように考えております。

○戸叶委員 そうしますと、原子力船が外国から入ってくる場合には、前もって、その入ってくる国と日本との間に協定を結んで、そうして、その中に補償の問題とかいろいろ問題の規制を受けた上で入ってくる、こういうことになるわけでございますか。今の言葉ではそういうふうに解釈できません。

○須之部説明員 現実の例を見ましても、例のサバンナ号の寄港につきましても、米國とギリシャの間で補償等を含みます二国間の取りきめをつくっておるわけでございます。従いまして、わが國の場合でも同様な措置をとる必要は出てくるかと存じております。

○戸叶委員 先ごろ国会を通りました船舶安全法ですが、その法律が通りましたけれども、しかも、一方においてはこの条約を審議していたわけですから、船舶安全法の中では、原子力船についての問題は全然触れておらなかったわけですが、船舶安全法の通る場合に、当然原子力船の今おっしゃったような問題が何らかの形でそこに約束されて、約束されてと言いますか、国内法の中に織り込まれてよかったですのではないかと思いますけれども、

でも、織り込まれる必要は全然ないわけではございませんか。

○藤野政府委員 原子力船の建造にあたりまして、炉の設置許可でありますとか、あるいは設計、あるいは工事の方法でありますとか、あるいは性能検査、あるいは安全検査といったようなものは、現在はいわゆる原子炉規制法におきまして運輸大臣に権限があるわけでございます。この法律及び現在の安全法によりまして十分規制ができると考えております。なお、これが進水して海上に浮かびましていよいよ運転という段階になりますと、船舶安全法は当然改正しなければならぬと考えております。なお、そのときは、冒頭に申し上げましたように、乗組員その他を規制する法律も当然必要になって参りますので、一括改正になりますか、あるいは船舶安全法を先行させますか、その状況によりまして判断いたしたいと存じますが、私どもといたしましては、おそくとも昭和四十二年までには、原子力船に関する必要な規定を船舶安全法の中に織り込みたいと考えておる次第であります。

○戸叶委員 外務大臣、今度の原子力船の問題につきましては、今お聞きになったようなことなんです。特に、原子力船が日本に寄港する場合には、二国間の何らかの取りきめが行なわれるわけでは、

そこで、午前中の問題に戻るわけでございますけれども、原子力船の問題でさえも二国間の何らかの取りきめが行なわれるのですから、ましてや、原子力潜水艦が寄港するというような場合には、國民の権利義務とか、あるいは國家間の権利義務に係る

ような事態が発生する場合もあるわけでは、

でございまして、やはり何らかの形の取りきめに似たようなものが取りかわされてしかるべきではないかと思ひますけれども、この点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○大平国務大臣 けさほどのやりとりでも御理解いただけたように、軍艦といふのは、この条約に米ソ兩國の反対で入らないというところになっておるわけでございます。私どもといたしましては、けさも申しました通り、今言われたような国際的な取りきめができますことを非常に期待いたしておるわけでございますが、残念ながら今のところできていないという状況であることは御了解の通りでございます。しからば、そういうものができていない段階においてどうするかということでは、

いいます、けさも申し上げました通り、今の実定法、実定協定でどれだけ救われるかということとは、私どもも綿密に調べて確認する必要があると思ふのでございます。そして、それで十分間隙が埋められるということであれば問題はございませんけれども、何かまだ足りないというところをどうするかということにつきましては、けさも申し上げました通り、これは政治の問題で、相手國が応ずれば、

で、可能な限りの措置を政治的に考えなければならぬと思つておるわけでございます。まして、そんなことにしようとはしないので、私も、けさあなたにお答え申し上げました通り、そういう点について最善を尽くしたいと考えております。

○戸叶委員 私はけさの問題を繰り返そうとは思つていないのですけれども、今お聞きのように、原子力船が入ってくる場合にも二国間の取りきめのようなものをするわけですから、今度の場合においても、補償だけの問題に限らず、何らかの形で取りきめみたいなものがなされるでしょうけれども、その場合には事前に国会にお出しになっていただけたらどうか。この点だけ伺つておきます。

○大平国務大臣 今まで原子力潜水艦が寄港した寄港先の國と米國との間にはそういう協定はないのです。どこの國もそんなに大きな問題になつていないのですが、日本ではこれは相當な問題になつておるわけでございます。私どもとしては、そういうことも考えまして、できる限りの措置を考えたいと思つて、今せっかく検討いたしておるわけでございます。その検討の結果を見ないと何とも申し上げられませんが、アメリカとの間に一つの協定というふうなものを結ぶという先例もございませぬし、そういうところまでは考えておりませんが、國民の御安心がいくような措置は何か考えねばなるまいというところを考へておるのでございまして、国会に出すような協定というところまでは今考へておりませんが、できるだけの措置は政府として講じておかなければならぬと思つております。

○野田委員長 他に御質疑はございませんか。

○野田委員長 これはより何件に対する討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、何件はいずれも承認すべきものと決しました。

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○野田委員長 次に、海外移住事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。松本俊一君。

○松本(俊)委員 移住事業団法につきましては、去る八日の本会議で社会黨の西村閣一君から詳細にわたつて質問がございました。私もその質問も政府の答弁も聞いておりました。また、速記録も取り寄せてよく拝見いたしました。が、大体において、西村君の御質問は、われわれも政府に向かつてはつきりさせていたのだと思つた点が多々ございます。従つて、本日私がこの委員会に御質問いたしますことは、なるべく重複を避けまして、この移住事業団法の主として今後の運用について、外務当局、政府当局がどういう心がまえ、またどういう方針でされるか

○野田委員長 これより何件に対する討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、何件はいずれも承認すべきものと決しました。

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○野田委員長 次に、海外移住事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。松本俊一君。

○松本(俊)委員 移住事業団法につきましては、去る八日の本会議で社会黨の西村閣一君から詳細にわたつて質問がございました。私もその質問も政府の答弁も聞いておりました。また、速記録も取り寄せてよく拝見いたしました。が、大体において、西村君の御質問は、われわれも政府に向かつてはつきりさせていたのだと思つた点が多々ございます。従つて、本日私がこの委員会に御質問いたしますことは、なるべく重複を避けまして、この移住事業団法の主として今後の運用について、外務当局、政府当局がどういう心がまえ、またどういう方針でされるか

○野田委員長 他に御質疑はございませんか。

ということになるべく具体的に御質問いたしたいと思ひますので、一つ政府の方におかれましては具体的な御答へ願ひたいと思ひますのであります。

まず、これはこの間西村君の質問の中にもあったことなんです、政府におかれては、この移住事業法と並んで海外移住基本法あるいは海外移住法、あるいは海外移住振興法といったような、移住の業務の実施機関である移住事業団法のほかに、移住の根本法ともいふべきものを制定されるお考えがあるということをお聞きして、お聞きしたのですが、これについてはどういふ方針でおられますか、お伺いしたいと思ひます。

○高木政府委員 移住事業団法でない方の移住法あるいは移住振興法につきましては、目下関係各省と審議検討を重ねておられます、できるだけ早い機会に、できれば今国会にでも出したと思ひておられるのですが、その趣旨は、移住審議会の答申にもございまして、移住の理念をうたい、そして、移住の全般的な方針と、それから援助その他の国策の原則をうたいという考えでございます。

○松本(俊)委員 追つてお出しになるという御方針と今御答へがありました、考えようによりましては、むしろその方が先行すべきではないかという議論もあり得るわけでありまして、ことに、この移住事業法の監督その他については、外務省と各省との権限の間にいろいろなめんどろな問題が起きておる。それともこの移住基本法の方ではっきりさせなければならぬ点も出てくると思ひますが、これらの点についてはどういふお考えで今後

対処していかれるお考えか、承つておきたいと思ひます。

「委員長退席、安藤委員長代理着席」

○高木政府委員 移住法を先に出すべきではないかというお話でございますが、事業団法は移住の実施機関を定めるきわめて事務的な機構法でございます。御承知の通り、最近移住も農業移住から技術移住その他非常に幅が広がつて参りました。それからまた、ドミニカの移住問題を契機といたしまして、移住の機構が多元化して非常に責任の所在が不明確である、実務機関も非常に不十分であるというような声が強くなりまして、至急にこれを改めなければいけないということがございまして、予算関係法でございます。この事業団法を取り急ぎ国会に提出をした次第でございます。各省の権限の調整につきましては、実は各省の権限は各省の設置法で定められておる次第でございますが、不明確の点もございまして、農林、外務の間にございまして、農林、外務が話し合いをせられまして、政府として移住を推進する業務、これは権限行政ではなくてサービス行政でございますが、この業務を実際に公的立場から行なう事業団、公的立場の推進機関としては事業団が一本でやつていく、その監督は移住業務の責任官庁である外務省が外務省一本の監督で行なう。これは、従来、海外協会の連合会の場合には、外務省、農林省の両方の指導というやうな、若干はつきりせないとところもございました。今度の場合には外務省一本にする。その点につきまして、さつき大臣からの提案理由の説明にもございましたように、

実は政府があまり移住の実務にタッチするのは実際のでない、むしろ移住に熱情を捧げる人々を事業団の中に入れて、農業経験者その他各方面の移住に必要なあらゆる経験者を中に入れて、各省間のなわ張り争いというものは、事業団が一本でやつていくことによつて解決していく。従つて、外務省一本の監督というけれども、外務省自身もあまり監督せぬ。あまり監督せぬと言つて非常に語弊がございまして、そのヘッドを通じてやつていく。外務省といたしましては、各般にわたる仕事でございまして、事業団の基本方針の決定につきましては、外務省が中心になりまして、各省が寄りまして基本方針を協議し、決定して、それを事業団に授けて、そのあとは事業団が自主的にやつていくということでございます。そういう意味におきまして、農林、外務両大臣の話し合いもつきまして、その他、ほかの省では権限調整というやうな問題はございせん、事業団の運営については各省の協力という点で話し合いをつけてございまして、ただ、移住法の方になりますと、権限の問題は今申しましたやうにその問題でございせん、表現の問題その他でまだ十分各省と調整がつかせぬ。一番必要なのは、むしろ移住を推進する機構の方が重要でございまして、こちらの方を急いで出しましたので、基本法の方を決して軽視してゐるわけではございせん。調整がつかない場合は改定を急ぎたい、こう思つておる次第でございまして、

○松本(俊)委員 今度の事業団は、この間の本会議における答へ、あるいは

本日の趣旨弁明を見ましても、今までとかく末端において移住の援助・指導がややもすると権限争いの犠牲になつたり、あるいは非常に官僚的な冷たい指導が行なわれたりするという弊害を改めようという趣旨で発表されておることはわれわれも了解するのであります。さしあたり、海外移住振興株式会社と海外協会連合会を統合されるといふことでありまして、その場合に、

できれば民間団体の比較的大規模なものになるべくこれを統合した方がよいのではないかという意見が相当あります。たとへば、いわゆる全拓連のようなものは、これはこの際移住事業団に統合してしまつた方がいんじやないかという議論が相当あります。また、各府県にありますが、海外協会、この海外協会と今度の移住事業団との関係、これがどういふふうな運用されるかといふことは、今後の移住行政全般に与える影響は非常に大きいと思ひます。外務大臣は、そういう点について、外務大臣はどういふお気持ちでこの事業団を運用して参るか、つまり、地方の海外協会とか全拓連等とはどういふふうな連携をとつていくか。今度一つの団体に出来ないのかもしれませんが、これをどうしていかれるおつもりでありますか。その点を一つはつきりさしていただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 御指摘のやうに、移住実務機関というものを完全に一元化しまして、それに全責任を持たして活用して参るということが私どもの本旨でございまして。ただ、この予算編成の時点で私どもが受け取りましたものは、海外移住審議会の答へを尊重するといふことが一つの課題でござい

ました。それから、この答へでは、今仰せの全拓連等の統合というやうな点はうたわれてなかつたといふこと、従ひまして、中央の海協連と移住振興株式会社というものをまずとりあへず統合していくということが、三十八年度の子算を編成し、一連の国の仕事の計画を立てる場合に、さしあたりこの課題であつたわけでございます。従つて、非常に不満足でございますが、一応中央におけるやういふ機構を統合するといふことに主眼を置いてつくつてございまして、今松本先生の御指摘された、ほかの団体との調整あるいは統合といふものを断念しているわけではございせん、断念したつて海外協会などはこの際統合すべきぢやないかという考え方で、私もだいたい配慮してみたのでございまして、これは別な法人格を持つておまして、海協連が統合されるから、その論理的な結果として当然海外協会も一緒にするんだという思想が出てきませんので、非常に不満足でございますが、とりあへず中央のものを統合していくということにせざるを得なかつたわけでございます。

しかし、将来は今おっしゃつたやうな方向に着実な機構の整備充実をはかつて参らなければいかぬと思ひます。でございますが、そのために、他の移住関係団体のことをいろいろ言及する前に、まず今度つくる中央の移住事業団というものをりっぱにしなければいかぬと思ひます。そして、それが信用を受け、その機構が能率的にいくといふことではないと、ほかの方々に参加を求めると言つてもおこがましい話だと思ひますので、今度つくる事業団をりっぱなものにしたい。す

○松本(俊)委員 今度の事業団は、この間の本会議における答へ、あるいは

○松本(俊)委員 今度の事業団は、この間の本会議における答へ、あるいは

に、地方におきましては、たくさんの方から、ぜひ事業団の支部をつくれという御要請もございまして。従って、今度事業団をつくり上げていけば、だんだんそういう機運が出てくると思うわけでございまして。今お示しのような方向に着実に前進できるのではないかと。その前進できるような基盤をこの際私どもは懸命にやってみようというふうな考えでございまして、海外に於ける次第であります。

○松本(俊)委員 そうしますと、事業団の末端の機構が今までと全く批判の対象になっておりましたことは外務省も認められることと思いますが、今後は、海外と国内に分けて、海外の末端の機構は大体どういうふうになるものと考えていいでしょうか。

○高木政府委員 海外におきましては、原則として事業団の支部を設置いたします。それは、現在は海外協会連合会の支店とかあるいは出張所、それから海外移住振興株式会社支店あるいは出張所がございましたが、これを統合いたしまして事業団支部にするという方針であります。

それから、ブラジルにつきましては、ブラジルの法制がございまして、大抵移住事業と金融事業は一本にできないので、現在におきまして、移住会社の活動が、ジャーミックという移住会社と、それから移住振興の金融会社と、二つになっておるのでございまして。これはブラジルの法制上やむを得ないのでございまして、事業団になりまして、ただ出資者が名義が変わるというだけで、ブラジルの体制は変えるつもりはございません。

○松本(俊)委員 先ほどちょっと大臣が言われましたが、他方支部は設置できるのでございましてか。ぜひわれわれは置いていたいただきたいと思っております。

○大平国務大臣 設置できる法制上の建前にはいたしております。従って、そういう機運ができ、ごく自然にみんな納得するでそのようになることを私どもは期待いたしております。

○松本(俊)委員 中央と地方の関係で、外務大臣と知事との移住問題についての連携、これがとくから従来うまくいかないもので、ほかの省とのいろんな関連が生じて、移住行政の全般が非常に萎縮してしまっている現象をしばしば私も耳にしたのであります。その点については今度特段の考慮を払われたことと思っておりますが、どういふお考えでありますか。一つお教えいたしたい。

○大平国務大臣 仰せの通りでございます。まして、これからの移住希望者の中には多種多様な業種を含んで、一口に言う技術移民の方向にだんだんいくと思うのでございまして。また、現地のそのよう要望もあるわけでございまして、仰せのように、地方公共団体が各種の業態を地方におきまして把握して、そして、移住事業団との連携、あるいは移住政策を立てて、私どもの連絡を緊密にして推進しなければいかぬと思っております。従って、法律案におきまして、第三十九条はそういう宣言規定を置いたわけでございまして。すなわち、三十九条では、「事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとす

る。」「地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。」という宣言規定を置いたのもその趣旨でございまして。それで、外務省におきましては、先ほど局長から御説明申し上げたように、各省の関係官との連絡をはかりまして、移住政策基本方針というものを中央で固めて、これを事業団にお示しする。事業団はその指示のもとに全責任を持って業務の運営に当たるといふことにいたすわけでございまして、この基本方針は、もとより地方公共団体の長に対しましても指示し、また、地方公共団体におきましてそれを基本としていろいろ移住政策の推進を地方においてはおほかりを願う場合の予算につきましても、若干年度の予算に計上していただまして、遺憾のないようにやりたいという考えで進んでおります。

○松本(俊)委員 大臣の時間の御都合もあるようですから、特に大臣からお答え願いたいと思っております。これを先にお聞きしたいと思っておりますが、この事業団法を見ますと、第二十一条に業務に関する規定が列記してありますが、この中の九号に融資の規定があるのですが、先ほど大臣が言われたように、だんだん技術移民もふえて、そうしていろいろな新しい事業を興すという場合に、この事業団が投資ができるということに、この事業団が投資ができるという趣旨を法律上認めておられるというのであります。海外移住振興株式会社は投資ができたのであります。この事業団には投資に関する規定が直接にはないのですが、この点についてははっきりしたお考えがあるのでしょうか。それをお聞かせ願いたいと思っております。

○大平国務大臣 今お尋ねの事業団の業務の範囲でございまして、第二十一条に列記いたしております最後の十一号の、「前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。」、この中には、今御指摘の投資業務も当然含まれております。財務当局も了承いたしております。ただ、その次に、「事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。」と云って、一応縛ってございまして。これは、この法案を作案する過程におきまして、投資の問題で今御指摘のような問題が起こりましたので、いろいろな議論もございまして、たけれども、しかし、長い展望に立って見ますと、今御指摘のように、技術移民等もでき、あるいは企業的な進出も相当行なわれる場合を想定せねばならぬので、私どももいたしましては必要と心得て、このような体裁にいたしましたわけでございまして。

○松本(俊)委員 その点に関連しまして、内閣の移住審議会の答申の中にも書いてありますが、移住に関する金融面の仕事と事業面の仕事とはこれを分離した方がいいのではないか、——海外移住振興株式会社というものは元来金融をするためにできておる会社であります。海外協会連合会の方が主として事業をやる、こういうふうな二元化してあったわけですが、今度の海外移住事業団というものはその両方の職能を持つわけなんです。これは、一元化した方がいいのか、両方存置した方がいいのか、政府内部でも相当議論があったと承っておりますが、現実の問題として、先ほど移住局長が言われた

ように、外国の法制上の関係あるいは外国の金融機関から融資を受けておる点、現に海外移住振興株式会社は受けておるようですが、そういう関係で、やはりこれは二元化した方がよかったのではないかという議論があり得るのですが、この点については、外務省としてはどういふことでこれを一本にして、どういふふうな運用されるおつもりか、はっきりさせていただきたいと思います。

○高木政府委員 金融部門と補助拓殖部門と一緒にすることは経理上もいろいろ問題がございまして、この機能は二つにはっきり分けなければいけないとわれわれ考えております。ただ、機構的には一つにした方がいいのじゃないかという意見がございまして、移住審議会の答申も、その機構の一元、しかし機能は二元という意見の方が勝ちを制しましたので、われわれもそれを採用しまして、この事業団法によりましては、第二十六条で区分経理をやっております。金融関係の方は別会計でやっていくということと二つの機能は分かれておりますが、機構的には一つでいくということになっておる次第でございまして。

○松本(俊)委員 それでは外国の金融機関から融資を受けておる問題も別に支障なく今後運営できるわけですか。

○高木政府委員 その点は従来の移住会社と何ら変わりなくできます。また移住会社を受けておりました外債の保証についても、この事業団に対して政府が引き継いで保証してくれることになっております。外国からも外債が借りられるようになっておりますから、その点十分に考慮されております。

○松本(俊)委員 いろいろお伺いしたいこともありますが、時間の都合もありませんので、最後に具体的問題をお聞きしておきたいのです。

それは、ちょっとやかましくなっておりますが、グアタバラの問題なんです、あのグアタバラの問題は、全拓連、移住振興株式会社、海協連、みんなに関係があって、非常に複雑な関係で、しかもその運営については相当困難な事情もあるやに聞いておりますが、その現状、並びに、将来この事業団ができたときにどういうふうな運用されるつもりであるか、これが一点。

もう一つ、これはこの間西村君からも質問がありましたが、人事の問題です。今度は、理事長一人、常任理事は四人と、非常に簡素化されたので、精鋭主義をとっていただかないと、なかなか事業がうまくいかないと思います。が、この人事については外務大臣においても相当御苦心しておられると思いますが、その方針なり何なりについて何か腹案がございましたら、具体的なことではありませんが、一つお示しを願っておけばしあわせだと思います。

○大平國務大臣 グアタバラの事業の点は移住局長にあとから説明いたさせていただきます。

人事の点は、仰せの通りでございます。まず第一に、人事を考える場合に、過去にとかく批判がございましたし数々の不始末もあったわけでございますから、そういう過去の事跡に対する反省の上に立つて考えなければいかぬとまず思っております。従って、中正な清新な人材で、同事業を一緒にいたしまして政府はできるだけ干渉しないようにしたいと思っております。

ので、勇敢に責任を持ってやれるような方、そういう信用と能力、力量を持たれた方をもつてまずそういうヘッドをきめなければならぬと思っております。そして、それをきめましたならば、その方とらわれない立場で理事の構成等につきましても十分御検討いただいて、今度の衣がえをした一元化された事業団にふさわしい陣容を整えさせていただきます。と考えておりました。目下慎重に選考中でございます。

○高木政府委員 グアタバラの問題について申し上げます。グアタバラ移住地は全拓連が始めまして、仕事に入ります前にすでに関係県でここに行く人がきまっております。ある方々はすでに財産を整理して待機しておるといふようなこともございました。そういう政治的考慮も払いまして、大蔵、外務、農林三省次官が協議して、海外移住振興株式会社が全拓連のやり得ないめんどろを国の機関としてやれる範囲のワタをきめまして、それを海外移住振興株式会社がやり出したのであります。この計画は、三百七十家族余りの移住者を約七千町歩のところに入れる、そうして、ブラジル側は百何十家族、日本から二百六十家族ですが、こういう計画で始めたのであります。そして、移住会社の名義上におきまして、実質的には移住会社と全拓連が共同分担してやっております。分担資金も、全拓連の方は土地代を入れて約二億八千万円、それから移住会社の方は一億円、この金をもとにしてやっております。そして、どんどん移住者が入っていき、入れば土地代を払う、その金を運用していくという

計画で始めたのであります。が、昨年度に百家族、本年百六十家族という予定が、昨年度二十家族、本年度三十家族、全部でまだ五十家族しか入らないという関係上、入るべき金が入らないので非常に資金上苦勞しておるといふのが実情でございます。これがために、また関係三省寄りまして、最小限度必要な運搬資金を約四千万円くらい出す、そして、人があまり入らないのですから、造成工事も延ばせる限り必要でないところは延ばすということ。で現在やっておりますのであります。三省次官の覚書にも、適当なときに根本的対策を立てようということ、この事業がうまくいく場合はもちろん問題ないのですが、うまくいかない場合は考慮するということになっておりますので、事業団が会社の事務を引き継ぎます前に、もう一度三省で根本的に話し合つて、事業団が全部そのまますっきり引き継いでしまふか、あるいは、三省次官の覚書にも、場合によれば別会社をつくる、別会社というものは民間会社になつて会社から離れていくということでございますが、こういう点について検討するということになっておりますので、われわれも、それまでに至急やりたいと、今せつかく関係三省で相談しておる次第であります。

○安藤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

〔参照〕
関税及び貿易に関する一般協定に
附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤

回するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に関する諸文書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三)に関する報告書
千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第一五五)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

外務委員会議録第一号中正誤
ベシ段行 誤 正
元一末よ 局しも 少しも
三末よ 不安定 不安定

外務委員会議録第二号中正誤
ベシ段行 誤 正
四一七 ございませう ございませう
三二四 ある あるいは
三末よ 支える 与える

外務委員会議録第四号中正誤
ベシ段行 誤 正
二一 限界 限界
三 性、と 性と
四一末よ よって とって
五六 つちから つちかう
八二二 かその か。その
三 襲 襲
五六 在在日 在日
九一末よ 多数 多数

外務委員会議録第五号中正誤
ベシ段行 誤 正
七三 管理令 管理令
九二七 弾頭 弾道弾
三末よ 確保ため 確保のため

昭和三十八年三月二十七日印刷

昭和三十八年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局